

第1分科会

=学習支援・インクルージョン領域=

【15:00～17:00】

〔 発表 12分
質疑応答 3分 〕

居住地校交流の制度化に関する研究

～ 自治体の取組からの検討 ～

○ 尾上 裕亮 (明星大学)

KEY WORDS: 支援籍学習、副籍制度、副学籍による交流教育

I. はじめに

交流及び共同学習は大きく分けて、学校間交流、地域交流、居住地校交流の3種類がある。そのなかで居住地校交流は、「一人ひとりの児童・生徒が、自分の自宅を校区に含む公立小・中学校と行う交流教育活動」と定義できる。居住地校交流は、ノーマライゼーションの思潮の上に進められている教育的インテグレーションの国際的動向に沿うものでもある。

居住地校交流は、特別支援学校に在籍する児童生徒に、居住地に近い学校の児童生徒と交流及び共同学習をさせようとするものである。特別支援学校に在籍する児童生徒には次の課題がある。通学域が広く設定されているため、遠くから通ってくる児童生徒が多い。そのような児童生徒は、自分が居住する地域、とくに地域の学校との関係性が希薄になってしまう。

2000年代に入り、居住地校交流を制度として実施しようという動きが都道府県レベル、市町村レベルで出てきた。

II. 目的

本発表は、居住地校交流の制度化に関して述べる。具体的には、埼玉県「支援籍学習」、東京都「副籍制度」、横浜市「副学籍による交流教育」を比較検討する。検討を通じて、自治体が交流及び共同学習を活発化させる意義について考察する。

III. 方法

3制度の比較に当たっては、以下の資料に基づいた。

- ・ 支援籍学習：「支援籍学習実施要領」「支援籍指導資料～支援籍学習を効果的に進めるために～」
- ・ 副籍制度：特別支援教育体制・副籍モデル事業等報告書「第3章 副籍 ～副籍ガイドライン～」
- ・ 副学籍による交流教育：「副学籍による交流教育実施の手引き」

IV. 結果と考察

支援籍学習、副籍制度、副学籍による交流教育の特徴を、「定義・目的」「対象」「教育課程上の位置づけ」「付き添い」の観点から付表（発表時に配布）にまとめた。要点を以下に述べる。

1) 設定される定義・目的

3制度のキーワードとしては、子どもが一緒に学ぶ機会を拡大すること、相互理解を深めること、地域のつながり、地域における特別支援の活性化である。とくに地域特別支援の活性化は、支援籍学習と副学籍による交流教育の定義において強調されている。居住地校交流では、交流の計画・実施・ふり返りにおいて、特別支援学校の教員と地域の学校の教員が密に連携する必要がある。交流に関する打ち合わせは、在籍する他の子どもの特別支援について情報交換をする機会にもなる。小中学校におけ

る障害のある児童生徒に対する教育的対応は、特別支援教育の中核の一つであるが、居住地校交流の制度化がこの一助となるものとして期待されている。

2) 対象

3制度とも、「特別支援学校に在籍する児童生徒」及び「保護者が希望する者」が対象となっている。何故、小中学部の在籍者全員とできないのか。その理由は、①交流を嫌がる本人又は保護者もいること、②在籍者全員とすると人材が不足することが挙げられよう。しかし、教員たちが交流の方法・程度・時期などを工夫し、行政が人材を補填する仕組みを作れば、在籍者全員とすることは可能であると考えられる。

付表の「対象」で注目すべきは、埼玉である。支援籍学習は制度対象を「特別支援学校在籍者に限らず、小中学校在籍者で障害により特別な支援を要する者も」含むとしている。即ち、通常の居住地校交流に加え、通常の学級に在籍している児童生徒もニーズに応じて特別支援学校・学級に支援籍を置くことができる。

3) 教育課程上の位置づけ

いずれの制度も、居住地校交流を実施する際に、どう計画し評価するかについての指針が明示されている。このように計画的な交流を実施することが、制度化の目的の一つである。また、指針では、交流の計画や評価の際に、特別支援学校の教員と居住地校の教員と一緒に協議することを求めている。

4) 付き添い

居住地校交流には、交流の際にサポートが必要な子どもに誰が付き添うかという問題がある。直接交流における付き添いは、副籍制度においては「保護者が原則」、副学籍による交流教育においては「交流中は、特別支援学校の教員が引率することを原則」としている。しかし保護者とした場合、家族の負担が懸念される。また教員とした場合、特別支援学校における教育に支障が生じる。

このような問題に対して支援籍学習は、ボランティアの活用を積極的に考えている。埼玉県では、「福祉部との連携のもと、県社会福祉協議会に委託する形で、「支援籍」学習を地域で支えるボランティアの育成、活用に取り組んでいる」（文科省）。山内（2006）が指摘しているように、「本籍校の教師の代わりにボランティアを付き添わせることの妥当性については、議論を深めねばならない」が、一つの解決案として注目したい。

最近、居住地校交流を全国的に行なおうとする機運が高まりつつある。特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議の審議経過報告（2010年3月）では、居住地校交流の具体的な検討の必要性が提言された。また2010年7月から開かれている特別支援教育の在り方に関する特別委員会では、例示的であるものの検討課題として居住地校交流が挙げられた。居住地校交流の全国展開について考える際には、埼玉県、東京都、横浜市の取組が大いに参考になるだろう。

インクルーシブ教育におけるダウン症児の実践記録

—授業参加と周囲児とのかかわりについて—

○ 山田 真幸 橋本 創一

(東京学芸大学大学院) (東京学芸大学教育実践研究支援センター)

KEY WORDS: インクルーシブ教育・ダウン症・実践記録

I. 問題と目的

ノーマライゼーションやインクルージョンが進む中で、通常学級に在籍するダウン症児も増加傾向にある。インクルージョンとは、近隣の学校における年齢相応の通常教育の学級内で重度者を含む障害児に対して多様なサポートを提供することであり、その際に必要なサポートと補助的支援（教師と児童・生徒の双方に対して）を提供し、児童・生徒を成功（学業・行動・社会性の面）へ導き、児童・生徒の全面的な社会参加を準備することである（Lipsky and Gartner）とされている。このように、インクルーシブ教育を実践していくにあたっては、サポートと補助的支援が重要であり、学校現場では、対象児を取り巻く学級がサポートの単位として想定され、学級を形成する担任教師・クラスメートがその下位単位として考えられる。発達障害児のインクルーシブ教育の手引きや実践プログラムを解説した書籍や論文は数多く見られてきており、その中には担任教師やクラスメートのかかわり方が示されていることも多く、学校現場において大いに役立られているが、ダウン症児のような知的発達や運動発達など多領域に渡って困難さを抱える者のインクルーシブ教育の手引きや実践プログラムを検討した実践例や論文は少なく、学校現場での実践においても教師が戸惑いを抱えていることが少なくない。

そのため、本研究では、通常学級に在籍するダウン症児の継続的観察を通して、多領域に渡る困難さを抱えた児童のインクルーシブ教育の現状に関する基礎的知見を得ることを目的とし、「学習面」と「友人関係面」での特徴や変化をまとめていくこととする。

II. 方法

- ・対象児：ダウン症児 A 君（CA 7:3 MA 5:4 IQ 74）
- ・調査期間：200X 年 4 月～200X+1 年 3 月 ※本発表では 200X 年 4 月～200X 年 10 月までの結果を報告する。
- ・調査方法：執筆者が週に 1 度、対象児の在籍するクラスにボランティアとして入り、観察を実施。問題行動や逸脱行動が見られた際は、サポートを行った。また、放課後や休み時間での担任教師（以下 T）との会話の中で、A 君の 1 週間の様子などを確認した。
- ・分析方法：A 君の 1 日の様子をエピソード毎に記述し、①学習面と②友人関係面の 2 点で整理し、A 君の変化や特徴的行動の検討を行った。

III. 結果

① 学習面：概ね以下の 4 期をたどった

<第 I 期：離席はみられないが特定のプリントに限られた参加>

入学当初は離席数も少なく、席に座っていることが多かった。平仮名のプリント課題に限っては他児と同様に参加できていた（第 4 期まで継続して見られている）ものの、教科書を使用する場面などでは、教科書の様々なページに目移りしてしまい、違うページを開いている際には T による指導が行われることがあった。

<第 II 期：他児への関わりのない離席の増加>

4 月末より、離席が増加した。しかし、離席の際には教室の後ろのボールであそぼうとしたり、自分の席の周りをぐるぐると歩き回ったりする程度であった。

<第 III 期：他児への関わりのある離席の増加と離席の長期化>

5 月中旬より、T の指示で動けることも増え、行動面での適応が限られた時間ではあるが見られるようになってきた。しかし、離席数の増加や離席時間の長期化とともに、離席中の行動の変化が見られ、他児への関わりを含んだ離席（例：終わったプリントを見せて回る）や教室の外へ行こうとする離席がみられるように

なった。

<第 IV 期：離席の減少と学習面での遅れの顕著化>

2 学期に入ると、離席数が減少し、離席した場合でも自発的に席に戻ることができるようになった。課題が早く終わってしまった際などの離席は見られたものの、概ね行動面での適応は達成することができていた。しかし、座っているものの関係ない本を眺めていたり、道具箱の中身で遊んでいたりということが多く、内容理解の面での適応は不十分であった。本人の学習意欲はあるものの、分からないという状況が生まれ始め、A 君に「他児と同じ学習を行うか」「別プリントを行うか」の選択をさせるなどの対応が取られ始めた。

② 友人関係面：概ね以下の 4 期をたどった

<第 I 期：幼稚園時代の友達の声かけへの応答>

入学当初は同じ幼稚園だった児童が声をかけてくれるとうれしそうに反応し、一緒に過ごしていることが多かった。

<第 II 期：幼稚園時代との違いからくる戸惑い>

4 月中旬より、ボールで遊びたいけれども、他の児童と一緒に遊ぶのは嫌だということ表現するようになり、他の児童と一緒に過ごす機会が減少した。また、同時期に自分本位の発言も見られるようになり、A 児がルールを破ったり、いけないことをしたりした際に他児が注意を与えると、「良いんだよ！」と怒ることがみられ始めた。

<第 III 期：級友の声かけへの応答と特定の他児に対する固執>

5 月中旬より、他児に対する興味も強くなり、他児の前でわざとふざけて注目を集めたり、他児にちょっかいを出したりすることがみられ始めた。授業中のゲームなどには T のサポートがあれば参加できるようになり、少しずつ級友の声かけにも応じることができるようになり始めた。しかし、同時期に特定の他児への固執が見られるようになり、机を勝手に特定の児童の横にもって行き「ここに座りたい」と要求したりすることが見え始め、T も時間に制限を設けたり、条件をつけたりして対応を行った。

<第 IV 期：自発的な関わりでの生まれ>

2 学期に入ると、休み時間になると自発的に級友が遊んでいるところに入っていき、一緒にサッカーをしたりして過ごすことが見られるようになった。級友に対する自分本位の発言も減少し、適切な友人関係が築かれ始めた。

IV. 考察

① 学習面

担任教師のサポートや本人の努力により、行動面での授業適応は進んでいった。しかし、内容理解の面においては、学級担任のサポートにも限界があり、「他の児童と一緒に」という参加は学年があがるにつれてより顕著に難しくなると考えられる。今後、この 2 つの面のギャップを解消する支援システムの検討を行っていくことが、インクルーシブ教育の意義である「児童・生徒の全面的な社会参加」の基盤を形成していく上でも重要であると考えられた。

② 友人関係面

担任教師のサポートや他児からのサポートにより、受身で合った友人関係が自発的なものへと変化していき、友人関係面での適応の可能性が示唆された。しかし、1 年生という発達段階においては運動面において大きな差はみられず、休み時間や係活動においても一緒に参加することが可能であったが、今後、学年が上がると他児の発達が進んでいくに連れて運動面での差も広がることが予測される。1 年生段階で築いた友人関係をどのように継続していくかという点を今後検討していく必要があると考えられた。

教育現場への大学生ボランティア派遣の現状 —派遣依頼状からみる発達障害児童生徒の支援ニーズ—

○霜田浩信(群馬大学教育学部) 井澤信三(兵庫教育大学)

KEY WORDS: 大学生ボランティア 教育現場 発達障害児童生徒

I はじめに

「青少年の奉仕活動・体験活動等推進施策について」(中央教育審議会, 2002)では、大学教育におけるボランティア教育政策が述べられおり、大学生のボランティア活動への参加が推奨されている。大学生にとって、特に将来教師を志す学生にとっては、教師になる以前より学校現場の実態を知ることができ、有意義なことである。また、学校側にとっても、様々な点で活用できる人員確保という点も意義があると考えられる。しかし、大学からの派遣システムは未整備の部分がある。つまり、ボランティアにでかけた学生が、現場で実際にどのような活動を行い、何が課題になっているのかが明らかになっていない現状がある。

そこで本研究では、地域の学校現場からの学生ボランティア派遣依頼書を分析し、学生ボランティアへの依頼内容、支援の対象となる児童生徒を明らかにすることを目的とする。さらに、支援が必要な幼児児童生徒に対してどのような支援が必要とされているのか、学生ボランティアを有意義に活用するために、依頼主である学校側と学生ボランティアに必要なことは何かを考察したい。

II 方法

1. 学生ボランティア派遣依頼状

首都圏にあるA大学(教員養成学部がある大学)の学生支援課に地域の学校現場等から来た学生ボランティア派遣依頼状の2年分(240通)を分析対象とした。学校現場としては幼稚園、小学校、小学校特別支援学級、中学校、中学校特別支援学級、高等学校、特別支援学校、教育委員会であった。

2. 依頼状の内容分類

各学校現場からの依頼状をもとに次の内容を抽出し、分類した。

- (1)学校種: 依頼してきた学校の種類を、幼稚園、小学校、中学校、高校、特別支援学級、特別支援学校、教育委員会で分類した。
- (2)対象となる幼児児童生徒: 通常学級クラスの児童生徒、特別な支援・個別支援が必要な児童生徒(通常学級における発達障害児童生徒・特別支援学級・特別支援学校)、日本語支援が必要な子、不登校児童生徒、その他の5つに分類した。
- (3)支援内容: ①学習支援(授業での担任の補助、児童生徒の学習面での支援、給食・清掃指導、部活動指導)、②生活支援(授業中に出歩く児童生徒や集中できない児童生徒への対応)、③業務補助(学校全体の雑務、掲示物の作成、テストの採点)、④学習支援と生活支援の両方、⑤宿泊ボランティア(修学旅行や遠足などの校外学習での支援)、の5つに分類した。

2. 分析方法

上記の分類にしたがい、その割合を算出したほか、学校種と活動内容を掛け合わせて、その割合を算出した。

III 結果 および 考察

学校種別の依頼件数の割合(図1)では、小学校からの依頼が全体の45%を占めていた。また、対象となる幼児児童生徒の割合(図2)は通常学級の児童生徒が全体の62%を占めるが、特別な支援・個別的支援が必要な児童生徒も28%であり、そのうち65.5%が通常学級に在籍する発達障害児へのボランティア依頼であった。さらに支援内容の割合(図3)では、学習支援が36%、学習支援・生活支援が39%であった。特に特別な支援・個別支援

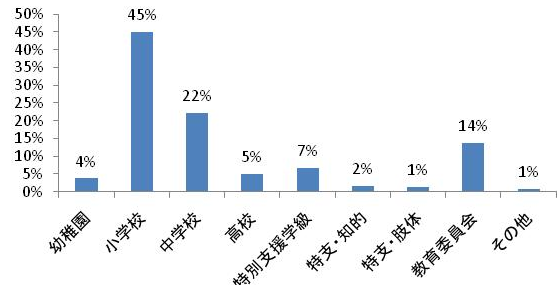


図1 学校種別依頼件数の割合

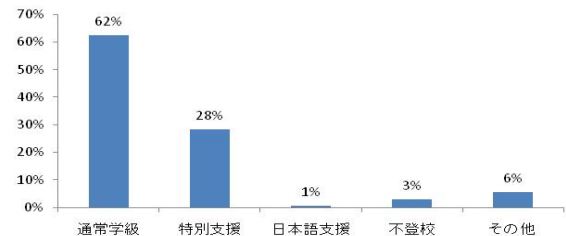


図2 対象となる幼児児童生徒の割合

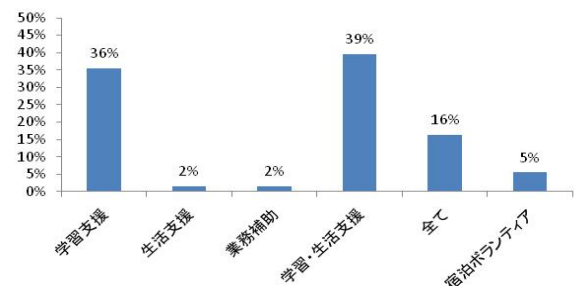


図3 支援内容の割合

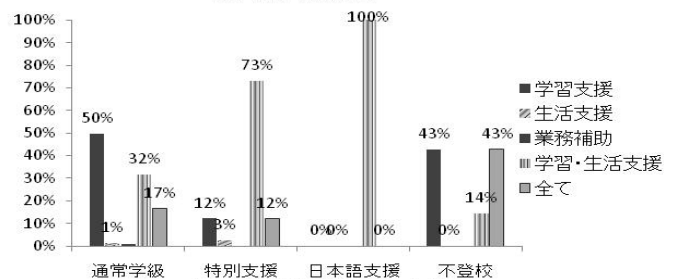


図4 学校種と活動内容の割合

を必要とする対象への支援内容(図4)は、学習支援・生活支援となることが分かった。

これらのことより、地域の学校が大学生ボランティアに求めていることとしては、通常学級の学習活動への支援だけでなく、特別な支援・個別支援が必要な児童生徒への対応も求めていることが分かる。しかも、支援内容としては多様な支援が必要とされていることが分かる。しかしながら、学生ボランティアとしては、発達障害、ならびに特別な支援・個別支援が必要な児童生徒へ対応するための知識や技能が十分でないことも予測される。ボランティアとして出向く学生が、発達障害や特別な支援を必要とする児童生徒に関する知識と技能を身につけられるように大学側の派遣システムの構築が必要である。

中国における障害乳幼児のための「個に応じた教育」に関する条件整備への検討

＝アメリカの「IEP」と日本の「個別的教育支援計画」における政策の比較を通して＝

○ 伊麗斯克 菅野 敦
(東京学芸大学大学院) (東京学芸大学教育実践研究支援センター)
KEY WORDS: 障害乳幼児、個に応じた教育、個別化教育計画

I. はじめに

2001年に行った、中国の障害児調査において障害乳幼児の入園率は健全乳幼児より遥かに低いことが報告され、障害乳幼児の教育への法的措置が求められるようになった(中国統計局、2003)。その結果、北京、上海といった先進地域では近年地方教育政策の中で、通常の幼稚園における障害児教育への取り組みが始まっている。また、障害児教育の国際的動向の影響、特にアメリカのIndividualized Education Program(以下、IEP)の理念の影響を受け、個々の子どものニーズに応じた教育計画(本文中では中国における教育現場での用語を用い、「個別化教育計画」と称する)がこれら先進地域において試行されている。「個別化教育計画」のような新しい理念の浸透に伴い、中国のような地域格差の大きい国の実情に相応しい障害児教育のさらなる充実が必要とされている(劉春玲、2008)。しかし、具体的にどのような整備が必要かという点についてほとんど研究されていない。Meijer, C. (1994)によると、一国の教育システム、教育目標、教育の歴史、教員養成等々の教育環境はそれぞれ異なっており、国家間の教育における類似点や相違点を一概的に解釈することは困難である。しかし、他国の経験から得られた情報は無視されるべきではなく、それらの潜在的な有効性を分析し活用することが重要であるとしている。本研究はアメリカのIEPと日本の「個別的教育支援計画」における法制度の比較を通して、中国に適した障害乳幼児のための「個に応じた教育」に関する条件整備の在り方を検討することを目的とする。

II. 方法

①**研究対象**：障害児教育制度に関わる法制度のなかで、「個に応じた教育」に当たる政策に絞り、アメリカにおいては1975年「全障害児教育法」及び関連修正法を、日本においては2003年の「今後の特別支援教育の在り方について」及び2009年「特別支援学校学習指導要領」を対象とする。②**分析視点**：アメリカと日本の「個に応じた教育」に関する政策の観点をまとめ、それをもって中国における「個別化教育計画」に関する条件整備の課題を整理する。

III. 結果

①アメリカのIEPとその教育政策の背景

アメリカでは「全障害児教育法」(1975)をもって障害のある子どもに対して、個別化された適切な教育の計画と実施(IEP)が法的に規定され、3～21歳までのすべての障害児(者)に「最も制約の少ない環境(LRE)のもとで、無償で公教育を受ける権利(FAPE)」を保障した。1986年の法修正で適用下限年齢が0歳までとなり、0～3歳の障害のある子どもの個に応じた指導を保障するためにIFSP(個別家族サービス計画)の作成が義務づけられた(清水、1997)。1990年の修正によって、「障害者教育法」(以下、IDEA)と改称され、「個別移行計画」(ITP)がIEPに組み込まれるようになった。そして、2004年新たなIDEA修正法案として「障害者教育改善法」(IDEIA)が成立し、法の実行における財政面の改善を踏まえ今まで運用されて来た。IEPは「地方教育機関もしくは中間的教育ユニットの代表によって構成される会議によって個々の障害児のために作成された計画書」(P. L. 94-142, Sec. 4(a))を意味し、現在の子ども発達水準、短期目標を含む年間目標、子どもに必要なサービス、提供されるサービスリスト、サービスの提供期間、目標達成の評価基準等の内容が含まれる。IEPは障害のある子どもの個々のニーズに合わせて、適切な支援を計画的に提供するための文書であり、彼らに教育権利を保障するための社会、地域、関連機関、保護者によって共同で承認する契約書でもある。

②日本の「個別的教育支援計画」とその教育政策の背景

日本では1979年の義務制実施により、全ての障害児の無償の義務教育及び教育の機会均等が法律により全面的に保障されるようになった。そして「個別の指導計画」は1999年に文科省より告示され、2002年度より実施された盲・聾・養護学校の学習指導要領において作成が義務化され、自立活動や重複障害のある児童生徒の「個に対する教育のための指導計画」として作成されるようになった。しかし、「個別の指導計画」はアメリカのIEPの考え方の影響により作成されてきているものの、アメリカのように特別ニーズのある子どもたちすべてに作成するような法的義務はない(片桐、2009)。一方、「個別の指導計画」と深く関係のある「個別の支援計画」は同年の内閣府「障害者基本計画」により提言され、そのうち教育機関が中心となって策定するものが「個別的教育支援計画」である。こうした「個別的教育支援計画」が2003年答申「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」において一層重視され、特別支援教育のための手立てとして取り上げられている。「個別の指導計画」とは特別支援学校において、子どもの障害に応じた効果的な指導を進めることを目的としているのに対し、「個別的教育支援計画」は「障害のある子ども個々のニーズを把握し、なお「長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行う」ことを目的としている。また、後者は「教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取り組み」を強調する点に特徴が見られる。

③米日における「個に応じた教育」に関する施策の共通点

アメリカと日本における「個に応じた教育」に関連する国の政策の発展を見てみると、その共通する特徴として以下の3点が挙げられる：①障害児教育の発展経緯から見ると、障害のある子どもの就学が法律により義務化され、さらに無償で教育を受けられるように保障されている。②インクルージョン教育理念の普及に伴い、従来の隔離された教育環境での特殊教育から、個々の子どもの特別なニーズに目を向け、生涯に渡って個人及びその家族を計画的に支援するような体制へ発展している。③障害者の在り方といった社会背景には福祉、医療、労働などにおける法政策の構築が進められ、個に応じた教育を行うに適した環境の条件整備が整っている。

IV. 考察

以上の3つの視点から中国の障害乳幼児の教育に関する政策の現状を検討してみると：①「中華人民共和国義務教育法」(2006)では「障害のある学齢期の子ども義務教育を保障する」(総則第6条)と規定し、「障害者保障法」(2008)、「障害者教育条例」(1994)でさらにその教育権利について強調してきたが障害のある子どもに対する教育は「援助」、「扶助」の形が中心で、その法律に伴う国家の「義務」や「無償教育の保障」に関する条文は見当たらない；②「障害者教育条例」(1994)第19条によると、条件の整った学校は障害のある子どもに対して「個別化教育」を実施すると規定しているが、「条件」の内訳、「個別化教育」の定義が未だ明らかになっていない；③「中華人民共和国憲法」(1982)第45条では新たに障害者を対象に「国家と社会は視覚・聴覚・言語障害その他の身体障害をもつ公民の労働・生活と教育を援助し処置する」という明文を設けたがその実施に当たり必要な法的な実施規則が整備されていない現状があるため障害者の生計確保が非障害者よりずっと深刻であり、何らかの措置を必要としている(小林、2008)。今後、中国において障害乳幼児の入園や入学を確保し、さらに「個に応じた教育」を遂行するため以下の2点は重要な課題であると考えられる。①障害児教育における法制度の充実が必要である。②各分野の連携体制を整える必要性がある。

成人期知的障害者の生涯学習支援に関する研究（Ⅲ）

＝卒業生調査から見る「学びの場」と「学習内容」の検討＝

○ 今枝 史雄

(東京学芸大学大学院教育学研究科)

菅野 敦

(東京学芸大学 教育実践研究支援センター)

KEY WORDS: 生涯学習支援 成人期 知的障害者

I. はじめに

2006年の教育基本法の改正では「生涯学習の理念」が新設され、生涯学習の振興の必要性が述べられている。障害児・者教育においても生涯発達の視点に基づく成人期研究の視点の一つとして生涯学習の保障が挙げられている。従来、成人期知的障害者を対象とする生涯学習支援は障害者青年学級や特別支援学校における継続教育が挙げられ、近年では知的障害者を対象とした大学公開講座（オープンカレッジ）が開始されている。さらに、障害福祉サービス事業所のサービスや就労・生活支援機関における就労支援に関する活動も生涯学習を支援する取り組みと捉えられている。こうした生涯学習支援の近年の課題としては「学びの場の多様化」や「学習内容の領域の検討」などが挙げられている。

これらの課題に対して、今枝他（2011）では「学びの場」である上記の5種類の成人期支援機関（以下、支援機関）を対象に、提供される学習内容の実態調査を行った。その結果、各支援機関において学習内容の特徴が見られ、さらに学習内容と学習者のライフステージとの関係も明らかにした。

しかし、生涯学習支援における「学びの場」や「学習内容」の多様化という課題については今枝他（2011）のような支援機関を対象にした実態調査だけでなく、障害者本人を対象にした調査からも検討することが必要であると言える。障害者本人を対象とした調査は育成会の報告書のみであり（全日本手をつなぐ育成会 2003）、十分な検討がなされているとは言えない。

本研究では成人期知的障害者本人を対象に調査を行い、成人期知的障害者の生涯学習支援における「学びの場」や「学習内容」の実態を明らかにすることを目的とする。

II. 方法

1) 対象: A 県特別支援学校卒業生 195 名である。

回収状況: 回答が得られたのは 70 名、回収率は 35.9% であった。

3) 主な調査項目: (1) **学びの場:** 対象者が学習するために利用している支援機関とし、今枝他

(2011) を参考に 7 項目を配した。(2) **学習内容:** 対象者が利用している支援機関で取り組んでいる学習内容とし、今枝他 (2011) の調査に用いられたその他の活動を含む学習内容、10 項目を配した。

4) 分析: (1) **分析対象者:** 分析対象者の 70 名の内、学習支援の取り組みに参加している者は 42 名 (60.0%) であった。42 名の平均年齢は 32.7 歳 (±8.6) であった。(2) **分析対象となる支援機関及び学習内容:** 記入不備のなかった 41 名の内、「1ヶ所の支援機関を利用」が 11 名、「2ヶ所の支援機関を利用」が 16 名、「3ヶ所の支援機関を利用」が 14 名であった。よって、85ヶ所の支援機関及びそこで取り組んでいる学習内容 149 個について分析、検討を行う。学習内容についてはライフステージごとに算出する。

III. 結果

1) 利用している支援機関について

記入不備のなかった 79 ヶ所の「利用している支援機関」は地方公共団体 2 ヶ所、学校機関（大学・特別支援学校等）26 ヶ所、福祉機関（社会福祉法人等）6 ヶ所、就労・生活支援機関 3 ヶ所、企業 0 ヶ所、親の会 1 2 ヶ所、その他の機関 25 ヶ所であり、学校機関に次いでその他の機関が多かった。その他の機関の内訳としては財団法人、民間の音楽クラブ等が含まれていた。

2) 支援機関で取り組んでいる学習内容について

対象者 41 名が利用する 85 ヶ所の支援機関で取り組んでいる学習内容は 149 個であった。それらの内訳をライフステージごとに示したものを図 1 に示す。

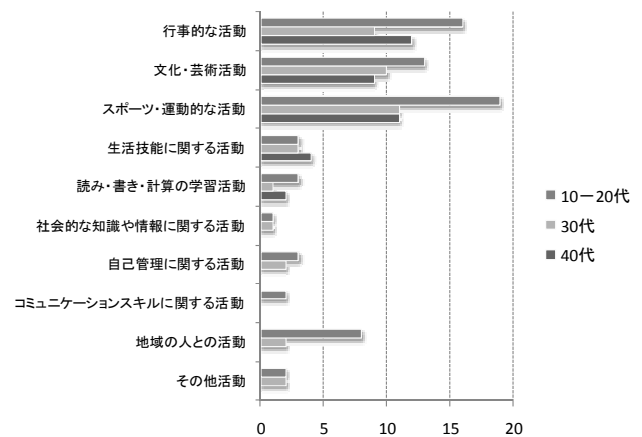


図 1 支援機関で取り組んでいる学習内容

図より、今回の対象者が多く取り組んでいたのはどのライフステージにおいても「行事的な活動」、「文化・芸術活動」、「スポーツ・運動的な活動」であった。また、40代においては就労スキルに関わる「社会的な知識や情報に関する活動」や健康問題に関する「自己管理に関する活動」等は取り組まれていないことが明らかとなった。

IV. 考察

1) 利用している支援機関について

今枝他（2011）に明らかとなった支援機関に企業や親の会などを加え項目を配したものの、その他の機関が学校機関に次いで多かった。このことは利用している支援機関に予想以上の広がりが見られていると言える。既存の地方公共団体や学校機関が主体となる取り組みがより充実した学習支援を行うのか、より学びやすい場の構築を行うのか、検討が必要であると考えられる。

2) 支援機関で取り組んでいる学習内容について

主に「行事的な活動」や「文化・芸術活動」に多く取り組んでいた。生涯学習は 1990 年の中央教育審議会答申「生涯学習の基盤性について」では「各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とする」とある。今回の調査は障害者本人を対象にしているため、取り組んでいる学習内容も本人の自発的意思に基づくものであると言える。しかし、ほとんど取り組まれていなかったものの、40代においては健康問題に関する「自己管理に関する活動」や地域で一人暮らしをするための技術を学ぶ「生活技能に関する活動」などの学習が必要であると考えられる。そのため「行事的な活動」や「文化・芸術活動」以外の学習も自発的に学習できるような環境を整えることが必要であると言える。

今後の課題として、①充実した学習支援を行う「学びの場」の検討、②障害者が多くの学習内容を自発的に学ぶことのできる環境の整備の 2 点が挙げられる。

【主な引用文献】

今枝史雄・菅野敦（2011）：知的障害者の生涯学習支援における学習活動に関する研究. 東京学芸大学紀要, 総合教育科学系 投稿中.

行動に課題のある小学生への包括的支援の在り方

○富永 由紀子

(明星大学大学院人文学研究科)

行動障害 虐待 自閉症

I. はじめに

障害児者の自立や社会参加に向けて、多くの支援者が様々な立場から包括的に関わり続けることは非常に重要である。

しかし、発達障害のある子どもたちの成長を見守りながら、発達段階に沿った行動様式や学習が身に着くように支援していくことには数々のハードルがあると言える。なぜなら、子ども本人への支援はもとよりその子を取り巻く家族や保育園・幼稚園・学校・地域など環境との調整が容易でないことがあげられるからである。

しかも、大きな課題が表面化したことを契機として連携がスタートするのではなく、課題性がないもしくは低い時点から連携するのでなければ、本当の意味での自立支援に結びつきにくいという現状がある。

ここでは、自閉症児の課題行動が表面化してから行われた医療・福祉・教育・心理の連携した支援の在り方について報告するとともに、本来あるべきであった包括的な支援の在り方について考えていきたい。

II. 目的

家庭や学校で行動面に課題が表出してきた小4男児とその家族への支援を通して、包括的支援の在り方を再確認するとともに、課題行動が表出しないような予防的な支援の在り方を提案することを目的とする。

III. 方法

(1) 対象

小学4年生男児 M
(高機能自閉症・通常学校の特別支援学級在籍)
母・父 (3人家族)

(2) 主訴

家庭内外での物投げ・器物破損・飛び出し。走行中の車からの飛び出し、走行中の車に向かっての飛び出し。建物内での水撒き・屋外での性器露出等の課題行動面の改善。

(3) 方法

Mの不応行動の要因であると考えられるものの排除とMへの関わり方の見直し、及び、各連携機関との連携を行う。

- ① 医療機関との連携
- ② 行政・福祉機関との連携
- ③ 行政・心理機関との連携
- ④ 行政・教育機関との連携
- ⑤ 地域との連携
- ⑥ 警察との連携
- ⑦ 学校との連携
- ⑧

上記の機関との連携のために、7機関全部で行うカンファレンスを2カ月に1回、その他に⑦が中心となりその都度関わっている関係機関と小さなカンファレンスを必要に応じて行う。

※全関係者での協議の場をカンファレンス⑧、必要性に応じた関係者での協議の場をカンファレンス④とした。

IV. 結果

① Mの行動の課題について

家族だけでは困難であった服薬管理の部分を、支援することで服薬の効果が表れ、家庭内での物投げ・器物破損等の行動が減少した。学校では、Mの学習内容をMの学習しやすい方法に変えることや生活の場を小集団や大集団から完全個別型に変えることで落ち着いて生活することができるようになった。

しかし、車からの飛び出しや車への飛び出しの減少は確認できなかった。また、保護者の管理下から唐突に逃げ出す行動についても改善されず、警察に捜索をお願いすることもあった。

② 保護者の支援について

関係諸機関からの働きかけによってMのもつ自閉症という特性を理解していなかったことや、長期間にわたり不適切な関わりを繰り返してきたことに気づき、Mへの対応に変化が表れた。

母親とMとの関係については、支援前は完全に役割逆転していたものが少しずつではあるが改善に向かっている。しかし、Mが飛び出しをしても自ら追いかける行動は見られず、他の支援者に頼る行動が多くなった。

父親とMとの関係については、支援前からすでに、Mの情緒不安定→Mの問題行動→父親の怒り→父親からMへの暴力→Mの情緒不安定という負の連鎖関係にあり、Mの問題行動の減少により少なくともはなつたが連鎖が完全に切れることは無かった。

③ 支援者の連携について

M本人と家族を7つの関係機関が連携して支援するために多くの時間がかかった。また、関係機関としての意見をお互いに認めたり理解しあうことに困難があった。自分たちの仕事の領域を主張しあう場面もあり、包括的支援の役割分担の明確性が必要なことがわかった。

V. 考察

1人の児童の行動の問題の背景には障害だけでなく、児童を取り巻く家族関係の課題や成長過程における課題、学校教育における課題などが複雑に絡み合った、解きほぐしにくい大きな壁が存在するのではないかと考えられた。しかし、どのような場合でも専門性の高い関係諸機関と連携することにより、ひとつひとつの課題を整理し、問題点を明確にして焦点化した支援をしていくことで改善がみられることが分かった。

包括的な支援を課題行動の表出する以前に構築していくことは、障害のある多くの人々が自立し、社会参加をしていくうえで非常に重要であると考えられる。そのためには、幼少期からの本人支援はもとより、家族支援のシステムを利用する側が利用しやすいように構築していくことが求められている。

システムとして構築されていても、実際に利用したり支援を求めるときに支援が行き届かないのでは意味がない。また、そのような事態に合わせてどの機関がどのような支援ができるのかを明確にしておく必要があるのではないだろうか。

第2分科会

＝コミュニケーション支援領域＝

【15:00～17:00】

〔 発表 12分
質疑応答 3分 〕

ダウン症の「不適応行動」に関する検討

＝先行研究に見られる「不適応行動」の3障害比較を通して＝

○ 濱崎 優莉香

(東京学芸大学大学院教育学研究科)

菅野 敦

(東京学芸大学教育実践研究支援センター)

KEY WORDS: ダウン症 不適応行動 成人期

I. 問題と目的

ダウン症における「不適応行動」の定義はいくつか存在するが、いずれもその人の周囲の環境や、障害特性など様々な要因によって引き起こされるものだと考えられている。知的障害や自閉症を対象とした多くの研究では、「不適応行動」の特徴が明らかにされてきたが、ダウン症においては、他の障害と比較して「不適応行動」が少ないと言われてきた(山口ら, 1982)。しかし、他の障害と比較して少ないというだけでダウン症の「不適応行動」が存在しないわけではない。(池田ら, 1989)。

そこで、本研究では先行研究におけるダウン症の「不適応行動」の研究内容を知的障害・自閉症と比較し、その特徴を明らかにすることを目的とする。

II. 方法

1) 調査対象: 日本特殊教育学会大会発表論文集(日本特殊教育学会)に記載されている「不適応行動」関連の文献を対象とした。抽出方法は、表題・キーワードに「不適応行動」「適応行動」「問題行動」「行動問題」の文言と、「不適応行動チェックリスト(清水ら 2004)」における「具体的な不適応行動の行動名」があげられているものとする。**2) 調査期間:** 1990年から2009年度までの、計20年間とする。

4) 分析: ①**文献数の年推移について:** 調査対象期間の20年を5年ごとに区切り、文献数を算出する。②**調査対象のライフステージについて:** 「不適応行動」の論文・発表におけるライフステージ(乳幼児期・児童期(小学校)・思春期(中学校)・青年期(高校)・成人期)別の件数を算出する。③**「不適応行動の内容」について:** 「不適応行動」の内容項目は、「不適応行動チェックリスト 2004(清水)」「適応行動尺度(日本文化科学社)」「学校生活適応感尺度(高瀬ら, 1986)」「心理的ストレス対応測定尺度(鈴木ら, 1997)」を参考にし、「不登校」「加齢による能力低下」「他傷」「自傷」「多動」「回避的」「強迫的」「パニック」「衝動的」「奇声」「常同行動」「攻撃・破壊」「反抗的」「衣類関連」「排泄関連」「睡眠関連」「食事関連」「寡動」「その他」の19項目に分類する。以上の3点について、障害種別(ダウン症、知的障害、自閉症)に検討する。

III. 結果

1) 「不適応行動」に関する文献数の年推移について

調査対象期間の20年を5年ごとに区切って分析した結果、ダウン症の文献数は知的障害、自閉症と比較して少なかった。1990年代は、ダウン症の「不適応行動」に関する文献数が多いが2005年～2009年にかけて急激に減少していることが明らかとなった。一方2000年代に入って知的障害と自閉症に関する文献が増加していることがわかった。

2) 調査対象のライフステージについて

5つのライフステージの中で知的障害・自閉症において最も「不適応行動」の研究が行われているのは児童期(小学校)段階であった。ライフステージを経るにつれて、「不適応行動」に関する論文・発表数は減少傾向を示した。一方、ダウン症ではライフステージを経るにつれ、文献数が増加し成人期における「不適応行動」に関する研究が最も多くなされていることが明らかとなった。

3) 「不適応行動の内容」について

内容について分類した結果を図1に示す。

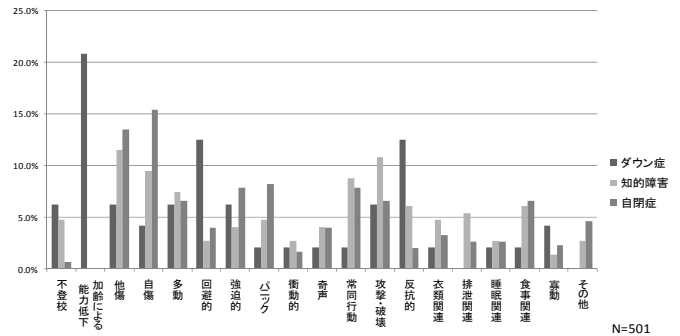


図1 「不適応行動」の内容

図1より、19項目でダウン症と他の障害との間に大きな差が見られたのは「加齢による能力低下」「回避的行動」「反抗的態度」の3項目であった。3障害を比較するために χ^2 検定を用いて分析したところ有意な差が見られた($\chi^2(34)=93.22, p<.01$)。残差分析を行った結果、ダウン症では1%水準において「加齢による能力低下」「回避的行動」「反抗的態度」の3項目が有意に高かった。

IV. 考察

①文献数の年推移②調査対象のライフステージ③「不適応行動」の内容について考察を行う。

①文献数の年推移では、近年、知的障害・自閉症における「不適応行動」の文献が増加し、ダウン症には減少傾向が見られた。近年では、国立特別支援教育総合研究所の研究においても、自閉症を対象とした研究が目立ってきており、自閉症に関する研究が多く発表されている反面、ダウン症における「不適応行動」に関する文献数が減少していると考えられる。

②調査対象のライフステージの比較では、ライフステージを経るにつれて文献数が増加し、成人期に最も研究が行われていた。これは池田ら(1998)が、青年期・成人期初期に精神・神経学的な症状や問題行動を示すダウン症者がかなりいることを報告していることから、成人期におけるダウン症の「不適応行動」に関する研究は増加していると推測される。

③「不適応行動」の内容については、ダウン症において「加齢による能力低下」「反抗的態度」「回避的行動」の3点が他障害と比較して有意に多いことが示された。菅野ら(1995, 1998)は、思春期から成人期において「生活適応水準に急激な退行を示す」ダウン症者の症例を報告している。症状として、会話の減少や、性格・情緒面の興味の喪失、頑固、固執傾向、全く人を意識しないことによる対人関係の不能などをあげている。ダウン症の「不適応行動」において「退行」が深く関係しているかどうかは、本研究からは、明確に示すことは出来ない。しかし、ダウン症には、加齢に伴って様々な能力低下が生じ、その一部として「反抗的態度」や「回避的行動」が現れていると考えられる。

今後の課題としては、本研究の「不適応行動」の内容の分類には、具体的な「不適応行動名」や「不適応行動」が起こる場面などが19項目の中に混同されており、考察が難しかったことから、分類の基準を整理していくことが必要だと考えられる。

知的障害者へのSSTの実践

-生涯発達、生涯学習の視点から-

○ 中山浩平 新井宏二 小林 倫 竹下洋久
(社会福祉法人湘南の風 えいむ)

KEY WORDS: 集団プログラム、社会性、学習活動

I. はじめに

施設「えいむ」は、①自閉症者へのコミュニケーションスキルの獲得、②中軽度知的障害者への就労を視野に入れた社会的スキルの向上を支援方針としている。施設の事業形態は、障害者自立支援法的生活介護事業で利用定員は30名(現員32名)である。自閉症及び自閉傾向者が23名、中軽度知的障害者・発達障害者が9名であり、6名の支援員(内2名の非常勤職員)で日々利用者支援を行っている。

施設「えいむ」でのグループ編成は、自閉症者グループ、中軽度知的障害者グループとしていたものの、各グループに重度から軽度までの利用者が混在している状況があった。そのため、特に、自閉症者グループにいた中軽度知的障害者に、社会性の向上をねらいとした効果的な支援ができずにいた。今回、中軽度知的障害者への学習支援を行った取り組みを報告する。

II. 目的

「はじめに」の課題に対して、今年度(4月~10月)の取り組みとして、①利用者の理解レベルによるグループの再編、②学習プログラムの一つとしてのSSTの導入を行った。①、②の取り組みの有効性及び今後の課題を明らかにする。

III. 方法

① 利用者の理解レベルによるグループの再編
療育手帳の区分が、B1、B2の利用者12名で、グループを表1のように再編した。

(表1) グループ再編後の障害種別人数内訳

主たる障害名	人数
自閉症及び自閉傾向	3名
中軽度知的障害	6名
発達障害(高機能自閉症、ADHD、LD)	3名
合計	12名

② 学習プログラムの一つとしてのSSTの導入
学習形態に関しては、板書、講義、質疑応答、議論の形をとった。講義中は、講師役の職員からの問いかけを多用し、利用者の理解の状況を確認する手続を行った。また、学習テーマは実際に施設内や生活場面で起こりうる内容とした。教材は、SSTの実践例の文献を参考にし、必要に応じ利用者にプリントを配布した。実施頻度は、毎週木曜日の午後1時間とした。なお、7月から10月までのSSTの内容は、概ね以下の通りである。(表2)

(表2) H22年7月から12月までのSSTの内容

7月	・非言語コミュニケーション ・言語コミュニケーション
8月	・問題解決スキルを育てる ・怒りのマネジメント

9月	・自尊感情を高める ・ストレスマネジメント
10月	・アサーション・トレーニング ・自己の価値を高める

IV. 結果

① 利用者の理解レベルによるグループの再編
療育手帳の区分が同程度の利用者で、グループを再編したことによって、12名の利用者一斉に学習活動を提供できる状態になった。

② 学習プログラムの一つとしてのSSTの導入
グループの利用者は学習開始時刻になると、自発的に着席し、学習を受ける体勢をとっていた。また、学習中の離席はほぼ確認されず、参加者は発言者や文献に目を通し、集中している様子が確認された。講師役の職員の質問や問いかけに対し、活発に意見を出し、議論する様子も見られた。その一方で、3名の自閉症者(B1)は、口頭での質問等には応えることができない場面も確認されている。

V. 考察

学習への参加状況や利用者の取り組みに対する理解の様子から中軽度知的障害者及び発達障害者へのグループングやカリキュラム、実施頻度は概ね有効に機能していたものと考ええる。

特に職員から頻繁に行った理解を確認するための問いかけは、カリキュラムを作成する上で有効なデータとなった。また、週に1回曜日、時間を定例化したことは参加意識を高める要因であったと考ええる。

現在は、開始から4カ月経過の時点での報告であるため、今後、参加利用者の実施前のアセスメント(当法人作成のアセスメントチェックシート)の結果と、一定期間取り組んだ後のアセスメントの結果等で、特に対人関係等の領域にどのような変化が認められるかを確認し、取り組みの有効性を検証したい。

また、結果でも述べたに、中度知的障害(B1)を併せ持つ自閉症者へは、別途カリキュラムの作成を必要とすることが分かった。

(参考文献)

『クラスで育てるソーシャルスキル』
編著 NPO 星槎教育研究所
日本標準 2009年

『やってみよう ソーシャル・スキル・トレーニング・33』
著者 新里 健、島袋有子
グリーンキャット 2008年

苛立ちから不適応行動を起こしてしまう中学3年生男児に対する支援

—SSTの手法を参考にして—

○加藤 宏昭

(都立七生特別支援学校)

KEY WORDS: ADHD、感情のコントロール、ソーシャルスキルトレーニング

I. 問題と目的

ADHD児に見られる困難さの一つに内言の働きが十分に育たないことがあるが、それは自己認識の弱さにつながる。また、須田ら(2002)によれば、彼らが引き起こす適応上の問題は、周囲の人間との「関係性」の中で見る必要があり、「不適応行動」→「叱責・行動の制止」→「失敗感・不安感」→「再度の不適応行動」という悪循環を断ち切ることが大切になってくる。

本ケースは、周囲の人間にはわかりにくい些細なことで苛立ちをつのらせ、その苛立ちを抑えきれないと、暴言や暴力で解決しようとしてしまうADHDの生徒への支援実践である。方法として、ソーシャルスキルトレーニングの手法を取り入れて取り出し指導を行い、「適応行動」→「賞賛」というサイクルをつくることを目標とした。また、周囲の人間関係も調整する必要があるため、コンサルテーションを行い、担任との密な連携を図ることで、取り出し指導の場面から学校生活場面に般化できるようにした。

II. 支援対象

1. 対象者：対象者Aは14歳の男児。中学3年生。
2. 実施期間：200X年4月～200X+1年3月(計1年)
3. アセスメント

①発達検査(WISC-III)より

FIQ: 57	VIQ: 53	PIQ: 69
VIQ<PIQ (5%)	PO>VC,FD,PS	

全ての検査課題に対して、容易にあきらめない姿勢、完璧主義の面が見られた。また、系統立てて話することへの困難さがうかがえた。

②行動観察より

遊んでいるときに下級生が言った何気ない一言などから苛立ちを募らせる場面が見られた。苛立ちが抑えきれなくなると、大声を出したり、周りのものにあたって物を投げたり壊したりする行動をとってしまう。

苛立ちが抑えきれなくなる前兆として、うつむいて黙りこんでしまう、糸くずなどのごみを口の中に入れて咀嚼するなどの行動が頻繁にある。

III. 支援仮説

1	気持ちを落ち着かせる適切な方法を知れば、それを用いて暴言・暴力を減らせるのではないか。
2	言葉以外のコミュニケーション手段を用いて自分の気持ちを伝えられると落ち着けるのではないか。
3	苛立ちが抑えられなくなる前にクールダウンを行なって評価される成功体験を積み重ねることが有効ではないか。

IV. 支援方法

以下の月の中旬に4日間の取り出し指導を行った。

【5月】「自己理解」

自分のよいところや、友だちのよいところを探す

【6月】「感情のコントロール」←支援仮説1

イライラを解消するための具体的な方法を知る。

【7月】「感情のコントロールⅡ」←支援仮説2

気持ちを、コミュニケーションカードを使って伝える。

【9月】「感情のコントロール パートⅡ」

絵を見て、登場人物の気持ちを考える。

【10月】「感情のコントロール パートⅢ」←支援仮説3

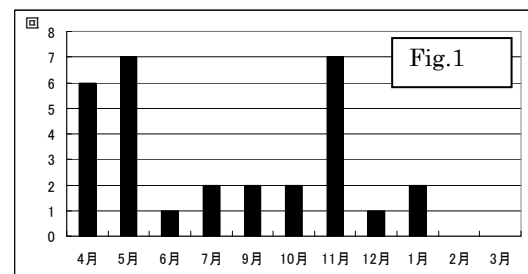
イライラしたときの適切な対処方法を体験してみる。

【11月】「感情のコントロール パートⅣ」

自分の状況を、コミュニケーションカードで伝える。

V. 結果と考察

本児がこの1年間で苛立ちを抑えきれなくなつて暴れてしまった回数を月ごとに示したものが Fig.1 である。



この1年間は、大きく

- ①取り出し指導の導入時期(4月～6月)
 - ②担任と相談室を利用できた時期(7月～10月)
 - ③一人で相談室を利用できた時期(11月～12月)
 - ④事前にクールダウンが可能になった時期(1月～3月)
- の4つの時期に分けることができる。

①の時期には、具体的な方法をまだ支援していないため、苛立ちを抑えきれないことが3ヶ月間で14回あった。

しかし、②の時期には、苛立ったときの適切な対処方法(相談室でのクールダウン)を6月に指導したことで、自発的ではないにしろ、担任に誘いかけてもらうことで、相談支援室でクールダウンできるようになってきた。このことから、支援仮説1は正しかったといえる。

その後、③の時期を経て、④の時期に、苛立ちが抑えきれなくなる前に、相談室で苛立ちを発散させる経験をしたことから、その後2ヶ月間は、苛立ちを抑えられなくなることはなかった。このことから、支援仮説3が有効であったといえる。

支援仮説2に関しては、本人がコミュニケーションボードをあまり使いたがらず、拙いながらも言葉で伝えることができていたため、検証には至らなかった。

VI. 参考文献

- (1) 須田 治・別府 哲 編著. (2002). 社会・情動発達とその支援. ミネルヴァ書房
- (2) 小貫 悟・名越 斉子・三和 彩 著. (2004). LD・ADHDへのソーシャルスキルトレーニング. 日本文化科学社

(KATO hiroaki)

聴覚障害のある重症心身障害者とのコミュニケーションについて

マカトンサインを使つての自己表現の確立

○ 増島 雄太 長谷川 未来 高橋 耕年 手塚 佳奈
(社会福祉法人 和枝福祉会 若草)

KEY WORDS: 聴覚障害、マカトンサイン、コミュニケーション

I. 若草の概要

「若草」は、横浜市にある指定障害福祉サービス事業所で重症心身障害者の方が通ってきている施設である。平成11年から事業開始。定員は生活介護40名、重度重複障害通園事業B型一日5名程度である。現在の利用者人数は男性25名、女性23名の合計48名である。重症心身障害者(重症者)とは、重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態の方のことをいう。一人ひとりが独特の個人因子を持っていることが多く、また著しい環境依存性を伴っている。

II. 目的

中度難聴の聴覚障害がある重症者にマカトンサインを活用して他者との意思疎通を図る取り組みを行っている。しかし、マカトンサインを使つてコミュニケーションを図っていくうえで、本人が出すサインと行動が一致しない場面が多く、実際に本人がサインをどれくらい理解しているのかが不明である。そのため、本人の理解度を明確化することで、コミュニケーション能力の一層の把握を行い、周囲とのさらなる意思の疎通を図っていくことにつなげる。

III. マカトンサインとは

マカトン法は、1972年にことばの遅れている人の中でも、特に聴覚障害と知的障害を併せ持つ人を対象として開発された。言葉を発しにくい人たちがコミュニケーションできるように考えられている。約330核語録は、日常生活で頻繁に使用される基本的な語録であり、言語発達や生活空間の広がりやを考慮して9つの段階に分類されている。また、初級と上級に分かれている。現在、世界の約40カ国で使われている言語指導法である。

IV. 対象者の紹介

24歳の女性

若草利用開始から3年目である。

障害は最重度の知的障害、四肢体幹機能障害、両側感音性難聴による中度難聴と疾病による言語機能障害である。身体障害者手帳は1種1級、療育手帳はA1である。両上肢は随意運動があり、物を掴む・車椅子のハンドリムを両手で駆動するなどの動作が可能である。疾病による言語機能障害を併せ持ち、発語は軟語のみで声のトーンで感情などを表現する。また、表情は豊かで快不快の表現が可能である。その他、マカトンサインや指差しなどの身振りや周囲とのコミュニケーションをとっている。本人はマカトンサインを幼少期に初級・上級とすべて学んできている。家庭では、本人に使えるものを中心に本人が使いやすいようアレンジして使用している。施設においても母親からの引継ぎのもとコミュニケーション方法として活用している。しかし、様々な制約が多く、使いこなせていないのが現状である。

V. 方法

今回はいくつかのサインから、対象者がよく使用する「お茶が欲しい」サインの理解度を確認した。通所後・昼食時・帰宅前の水分摂取の一日3回。①本人が「お茶が欲しい」サインをして自らお茶を「飲む」②本人が「お茶が欲しい」サインをしたがお茶を飲まなかった。しかし、③職員が誘導(職員がサインを出す・コップを見せる等)をして本人がサインを出してお茶を「飲む」「飲まない」、④その他サインを出さず、お茶を飲まなかった。

この5つの場面の回数を記録した。

VI. 結果

お茶のサインがあり、自らお茶を「飲む」は、どの月も70%以上、「飲まなかった」は、どの月も30%以下であった(図1)。

職員の誘導によりサインを出し、お茶を「飲む」回数は月ごとに増え、「飲まない」回数は月ごとに減った(図2)。

サインを出さず、お茶を飲まないことは月に0~2回だった。

図1

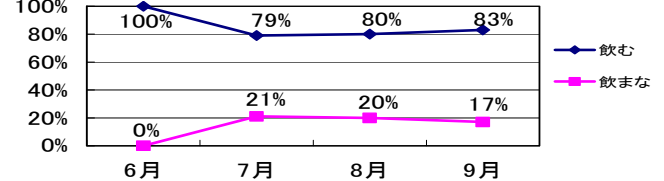
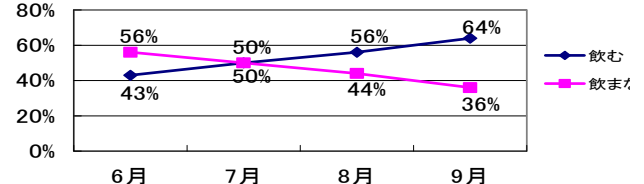


図2



VII. 考察

職員の誘導によってお茶を飲む回数が増えたことは、職員が出したサインやジェスチャーなどを本人は理解できていると考えられる。本人がサインと異なった行動を示したときは、職員が誘導で正しい行動を示すことによって、本人にサインと行動を一致させることも可能と考えられる。

しかし、本人の気分や好みの職員など様々なことがサインの正確さに影響すると考えられ、それらの要因を含めて本人のサインの一つひとつを丁寧に確認する必要がある。

VIII. まとめ

本人のマカトンサインは日々見られるがどの程度理解しているかが不明確であり、サインを出しても場面や行動と一致しないことが多かった。しかし、職員が正しい場面で積極的にサインを用いてコミュニケーションを図るようになってから、本人も自らサインを出す場面が増えた。研究を開始してから、職員が以前より本人の自己表現を理解できるようになり、本人から職員に対して要求などの自己表現を出す場面も増えた。その他、職員に対して叩く・つねる等の他害の減少があらかみられた。以前は関わって欲しいときに場面と一致しない要求のサインを出すこともあったため、本人の要求に答えるなど自己表現を受け止めることでストレスが軽減されたのではないかと考えられる。

IX. 今後に向けて

職員がマカトンサインを用いて積極的に本人に関わっていくなかで、ジェスチャーも伝わるのがわかった。また、本人も指差しや払いのけるといった行動で自己表現をしているため、それも含めてマカトンサインをベースにさらに意思の疎通ができるように関わっていく。さらに、自分に必要なサインを活用するだけでなく、職員の動きや反応を覚えていることもあるため、新しいサインを獲得できると考えられる。

今後、本人が様々な環境の中で支援を受けた生活場面での職員(他者)を呼ぶ、自分の要求を場面が変わっても本人が正確に使用できる自己表現のサインの確立を目指していきたい。

(参考文献)

日本マカトンサイン協会ホームページ

知的障害者通所施設の生活場面コミュニケーションアセスメント表

＝施設職員が利用者の個別支援に活用できるアセスメント表を目指して＝

○ 田中 多賀子
(小松短期大学)

飯島克巳
(社会福祉法人なごみ福祉会)

KEY WORDS: 知的障害者通所施設, コミュニケーションアセスメント, 個別支援

I. はじめに

2008年度の本学会研究大会において、筆者(田中)は「知的障害者のコミュニケーションアセスメント表[案]改良版」を発表した(発表当日配布資料-表1)。

アセスメント表[案]の開発は、田中がSTとして所属する社会福祉法人なごみ福祉会運営の知的障害者通所施設多摩川あゆ工房(施設長:飯島克巳,定員52名)の利用者、職員の協力の下、作業を進めてきた。

一方で、本施設は障害者自立支援法の下、知的障害者等に、①生活介護(36名)、②就労継続B型(10名)、③就労移行(6名)、といった事業(サービス)を実施(提供)する施設として、利用者に対して個別支援プログラムの立案・サービス実施が求められるようになり、その為のアセスメント作りを進めてきた。施設長である飯島は数種のアセスメントを参考に、あゆ工房独自のアセスメント表を作成した(発表当日配布資料-表2)。根拠に基づいた支援を行うには、客観的評価は必要不可欠であり大切であることは言うまでもない。同時に、施設職員にとって、日常業務の中で行うアセスメントは効率的であることが求められ、利用者への負担軽減の視点からも、評価作業が無駄になったり重複したりすることがないように工夫する必要がある。

そこで、田中が進めているコミュニケーションアセスメントと障害者自立支援法を根拠にした個別支援のためのアセスメントの作業の重複を避ける工夫が必要と考えた。試案アセスメント表[案]改良版のアイデアを活用しつつ、施設職員が記入しやすく個別支援計画立案時の評価や支援サービス実施後の再評価に役立つコミュニケーションアセスメント表の作成を新たに試みることにした。

II. 目的

知的障害者通所施設職員が利用者への個別支援に活用できる生活場面コミュニケーションアセスメント表の作成

III. 方法(作業実施期:2010年11月)

- (ア) 飯島作成の「多摩川あゆ工房 個別支援計画用アセスメント表」の一部(コミュニケーション評価)の実用例の分析
- (イ) 田中作成の「知的障害者コミュニケーションアセスメント表[案]改良版」の実用例の分析
- (ウ) 松端克文作成の「個別支援計画用アセスメント表」のコミュニケーション評価部分の分析
- (エ) 障害者生活支援システム研究会作成の「個別支援計画用アセスメント表」のコミュニケーション評価部分の分析

1. 各アセスメント表の特長整理
(ア)(イ)(ウ)(エ)の各個別支援計画用アセスメント表コミュニケーション評価部分の特長整理
2. 各アセスメント表の問題点整理
(ア)(イ)(ウ)(エ)の各個別支援計画用アセスメント表コミュニケーション評価部分の問題点を整理
3. 個別支援計画立案に活用できる生活場面コミュニケーションアセスメント表の作成
多摩川あゆ工房個別支援計画用アセスメント表を土台としつつ、2の作業で整理した「問題点」の改善を、1の作業で整理した他のアセスメント表の特長やアイデアを取り入れることで、新たにコミュニケーションアセスメント表を作成する。

IV. 結果

知的障害者通所施設多摩川あゆ工房で使用する、生活場面の新コミュニケーションアセスメント表(対象者は主に生活介護サービス利用者)が作成できた(発表当日配布資料-表3)。

V. 考察(残された課題)

上記新コミュニケーションアセスメント表は、作成したばかりでまだ使用していない。したがって、今後、本表を使って生活介護サービス利用者のコミュニケーション評価を実施していく過程で、修正が必要な箇所が出てくるだろう。また、このアセスメント表は、現在のところ、多摩川あゆ工房の主に生活介護サービスの利用者を対象に、生活場面におけるコミュニケーション評価を行い個別支援充実に繋げるための活用を目指しているが、更に発展させて、他施設での利用の可能性やその為に必要な工夫について検討する必要もあると考えている。

(参考文献)

- ・田中多賀子「知的障害者のコミュニケーションアセスメント表[案]の改良と今後の課題」(小松短期大学論集, 2009)
- ・松端克文「障害者の個別支援計画の考え方・書き方」(日総研出版, 2004)
- ・木全和巳「実践が活きる個別支援」(クリエイツかもがわ, 2004)
- ・障害者生活支援システム研究会編「障害者自立支援法活用の手引き」(かもがわ出版, 2006)

重症心身障害者のコミュニケーション行動を考える

自発的コミュニケーションの確立とそのツールの模索についての支援経過報告

○広原 麻寿美 成田 正幸 比嘉 麻美 谷口 功治
(社福 和枝福祉会 若草)

KEY WORDS: 重症心身障害者、支援目標、コミュニケーションツール、記録表

I. 若草の概要

「若草」は、横浜市にある指定障害福祉サービス事業所で48名の重症心身障害者が日々、通所している。当施設では、各10名前後で構成される5つのグループでそれぞれ行う集団プログラムと、個々の利用者のニーズに応じて提供する個別プログラムを提供している。特に、個別プログラムは、利用者個々の興味、関心を広げたり、可能な事をのぼす事を重点に置き、長期的な支援目標をたてて実施している。

当施設では、高齢化・障害の重症化等の理由により、長期的な目標設定と長期間の援助が必要とされる。また、長期的な支援の中で結果や考察から定期的な支援の見直しも必要とされる。今回は、一人の利用者のケースを上げ、支援の見直しを図る。

II. 目的

今回は、中途障害の利用者に焦点をあて、本人の支援について見直している。現況よりも、様々な場面でできる事(特に、コミュニケーション行動に焦点をあてて)を増やす可能性を模索し、新たな支援ツールを考え、使用することでアプローチをしていく。
・見直したケース (Hさん)

H19年より本施設の利用を開始している。10年前に起きた事故の後遺症による中途障害がある。事故の2年後からは、それまで無反応だったが、支持に対するサインを指で示すようになった。現在、右手人差し指=イエス、右手小指=ノーのサインによる返答が可能で、ほぼ確立できている。

しかし指サインは、受動的なコミュニケーションであり、他者からのアプローチが前提で成り立っている。本人が自発的にコミュニケーションを図りたいときには指サインは適しておらず、自発的なサインが出来たとしても、人を呼んだりすることは難しい。

保護者からの要望もあり、支援方法の見直しを図り、長期目標を自発的なコミュニケーションを確立していく事に設定した。その為に、短期目標として、①本人の使いやすいコミュニケーションツールを模索する。②日常生活で必要となるサイン(トイレや不調、水分補給など)から確立する。③家庭でもサインを統一し、自発的なサインができるように支援していく。という目標をたて、最終的には自ら他者に働きかけ、自発的にコミュニケーションが出来るようになってもらう事を目的とした。

III. 方法

高校生までは一般の学校に通っており、普段の受動的なコミュニケーションからも高い理解力があると考えられる。そのため、意欲や興味が大きく関わってくる。本人の手の大きさや可能な動きに適したものであり、且つ興味を示す支援ツールでなくてはならない。まず、本人が使いやすい支援ツールを支援員で模索し、試してみた。本施設にあったもので、本人の手に握りやすいサイズで、音の出るボタン型のおもちゃ(以下:ボタン)を押して遊ぶ姿が見られたため試している。

<支援方法>

- 1、ボタンを本人に持ってもらい使い方を説明する。(会話の理解と指の可動域があるため、すぐに使用できた。)
- 2、指サインに行っている事をボタンで行ってもらう。
- 3、習慣的にボタンを使い、ボタンにて返答させようとしているという支援員の狙いを理解してもらおう。
- 4、実際に簡単な質問(イエス・ノーで答えられるもの)をして、ボタンを使用したコミュニケーションを習慣づける。
- 5、日常生活で必要なコミュニケーションでボタンを使用したコミュニケーションを取り入れる。
- 6、一連の様子を記号に置き換え、記録を行っていく。

普段から、ボタンを持ってもらい、自発的なコミュニケーションが見られた場合も記録する。

また、個別プログラムの時間では、学生時代に使用していたであろう、携帯電話のメール機能やカメラ機能を使用してもらう。合わせて、本人に適しているであろう支援ツールが発見できれば触ってもらい、本人の反応を観察する。

<記録方法>

本人専用のアプローチ表を作成し、日付、時間、本人のその日の様子等を記号で記録できるようにした(表1)。トイレの有無を質問し、ボタンの押した回数で回答してもらう。自発的な行動や違う反応があれば特記する。ボタンでの回答から、さらに質問を掘り下げる場合は確立された指サインを使用し、指サインの自発性も促す。

表1 アプローチ記録表

日付	時間	対応職員	質問項目	返答の有無	聞き返し回数	正誤	日中の様子	質問時の様子
6月1日(水)	11:30	比嘉	D-1	有	1	正	覚醒レベル1	①
	14:30	広原	D-2	有	1	誤	覚醒レベル1	② トイレがあると返答したが、確認のチェックをするトイレなし。

IV. 結果

ボタンを使用した当初は、連打して遊んでいたが、継続していく中で、質問に対してボタンで返答するようになった。

記録を始めた当初より、正答率が高い日があった。「不明」は覚醒レベルが低い時や、寝たふりをしたりボタンを持たない時であった(図1)。記録結果から、本人の理解力はある程度の水準は認められ高いことが推測される。しかし、支援ツールを使用するためには本人の覚醒レベルや関心・意欲が大きく影響していると考えられる。

従って、本人の興味や意欲を高めていくことが支援にとって重要なポイントであり、適切な支援ツールを使いことによって、これを高められると考えられる。

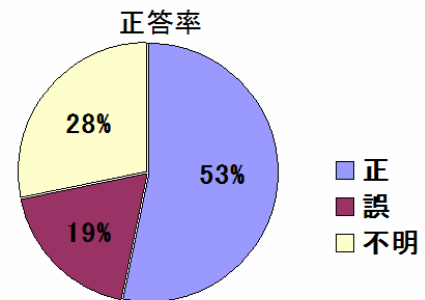


図1 トイレの有無の確認(記録表から)

V. 今後のアプローチ

最終的な目標は、指サイン以外に家庭と若草で自発的なコミュニケーションができる方法を確立し、統一することである。だが、そのためには、簡単な方法から試していく必要がある。しばらくは、支援ツールを一つに限定せず、本人が使いやすい興味を示してもらえるツールを試験的にためて反応を見ていきたい。使い慣れたものはそのまま使用し、並行して本人に使用してもらえるものを模索していく。本研究に5ヶ月を費やしている為、長期的な支援になることが予想される。記録も継続し、さらに質問項目を増やしていく予定である。また、本人が興味を持ち積極的に使うことが出来るであろう、携帯電話やiPad等の最新機器も積極的に使用していく。

第 3 分科会

=生涯発達支援領域=

【15:00～17:00】

発表 12分
質疑応答 3分

特別な教育的ニーズのある生徒に関する電話相談事業報告

— 中高校生に焦点を当てて —

○三浦 巧也 林 安紀子 橋本 創一 大伴 潔 伊藤 良子 菅野 敦 池田 一成 小林 巖

(東京学芸大学教育実践研究支援センター)

KEY WORDS: 特別な教育的ニーズ 中高校生 電話相談

I. はじめに

東京学芸大学教育実践研究支援センターは、1996年度から、「電話による発達障害相談事業」を始めている。林ら(2007)の報告では、相談に関する詳細な内容や、相談員の対応について、まとめられていなかった。加えて、相談対象者の年齢別による相談内容の様相も、明らかではなかった。また、橋本ら(2007)は、電話相談事業の問題点として、相談内容の多様化をあげている。発達障害相談を対象としているため、その症状や二次的問題としての、不登校やいじめ等の相談への対応も課題であると指摘している。そこで、本報告では、特別な教育的ニーズのある生徒(不登校生徒、発達障害や精神疾患のある生徒、心理的な問題のある生徒、またその疑いのある生徒で、一斉指導に加えて、個別に支援を必要とする生徒)の相談内容を分析し、電話相談事業における中高校生の特別な教育的ニーズの実態を明らかにすることを目的とする。

II. 方法

- 2.1 調査期間： 2008年～2010年10月。
2.2 調査対象： 通常学級に在籍する公私立の中高校生が相談対象者であったケース報告書の内容(85名の報告書を調査対象とした)。

III. 結果

- 3.1 相談件数について： 相談件数は、2008年・2009年の相談件数全体のうち、中高校生の件数は、約20%弱であることが明らかとなった。性別と学年別では、中学生男子の件数が最も多かった(62%)。また、中学男子の相談件数は、年々増加傾向にあることも示された。
3.2 専門機関等の利用について： 専門機関等の利用は、年々増加傾向であることが明らかとなった。医療機関の利用が最も多く、42%であった。医療機関を受診している生徒のうち、何らかの診断を受けている生徒は、約30%弱であることが示された。男子に限っては、診断を受けた生徒の相談が、年々増加していることが分かった。
3.3 診断を受けている生徒の様相について： 診断名で最も多かったのは、アスペルガー障害であり、17%であった。次いでADHDとLDが6%であることが示された。複数の診断を受けている生徒も多いことが分かった(11%)。
3.4 知能検査等を受けた生徒の件数について： 知能テストを受けた生徒は、約30%であることが明らかとなった。また、年々増加傾向であることも示された。
3.5 相談内容の分析について： 学習面における相談内容が最も多いことが明らかとなった(46%)。次いで、不登校や問題行動・非行、いじめ等の二次的な問題についての相談内容が多く、41%であった。二次的な問題と進路、対人関係面での相談は、年々増加傾向であることが明らかとなった。また、学習面における相談に関しては、何らかの専門機関等に受診していない件数(26%)が、受診している件数(20%)よりも多いことが分かった。進路や対人関係面における相談に関しては、専門機関を受診している件数が、受診していない件数よりも多いことが示された。

3.6 二次的な問題に関する分析について： 二次的な問題として最も多かったのは、不登校であり、18%であった。次いで、問題行動・非行が13%、いじめが10%であった。不登校生徒の様相として、何らかの診断を受けてない生徒の割合が高く(67%)、相談内容から、本人の特性によって不登校の状態が続いている割合が高いことが明らかとなった(73%)。問題行動・非行に係る生徒の様相として、何らかの専門機関を受診しているケースの割合が高く(72%)、そのうち診断を受けている生徒は45%であった。アスペルガー障害やPDD(広汎性発達障害)等の自閉症スペクトラム圏の生徒であることが示された。いじめを受けたことがある生徒の様相として、中学生の件数が多いことが明らかとなった(78%)。いじめを受けたことのある生徒の56%が対人関係の課題があることが示された。また、44%の生徒は、不登校であり、対人関係の課題がいじめに発展し、結果として不登校へと繋がる可能性が示唆された。

3.7 具体的な対応について： 相談員による対応として、サポート校やフリースクール、定時制高校、チャレンジスクール・エンカレッジスクール(東京都)、専門学校、進路説明会等の進路先の紹介が最も多いことが明らかとなった(27%)。次いで、障害や本人の特性に合わせた支援に関する、専門的な知識の提供(20%)、小児科や精神科等の医療機関の紹介(18%)という結果となった。医療機関等の紹介や教育相談所、児童相談所の紹介、知能検査の紹介については、年々増加傾向であることが示された。

IV. 考察

相談対象者の中高校生の件数は約20%弱であった。2006年度までは、9.3%であったことから、近年件数が大幅に増加したことが明らかとなった。

相談内容については、学習面についての相談が最も多かった。英語のスペルが覚えられないといった、小学校の時にはなかった新たな課題に関する内容と、小学生期にもあげられた、ノートを上手にとれない、漢字が覚えられない、勉強しても身につかない等の課題も引き続きあげられていた。相談内容が多い理由として、中学以降になると、思春期の課題と重なり、教員に相談をすることを拒んだり、保護者も小学校の時とは異なり、教員に相談することが少なくなったことが影響していると推測される。教員側も、本人の特性による困難さに気づかず、怠惰として捉えており、支援が上手くいかないといったケースもあげられた。

二次的な問題については、不登校が最も多く、その背景には、本人の特性によるものが関与していることが示された。このことは、東京都(2010)の見解と一致を示した。いじめに関しては、対人関係の困難さから生じる可能性が示唆され、不登校に繋がる可能性が推測された。問題行動・非行については、自閉症スペクトラム圏の生徒との関連がみられた。このことから、電話相談事業における中高校生の相談では、本人の自己理解が不十分であることにより、自責の念を抱き、不登校になってしまうタイプと、問題行動や非行に発展するタイプの、2つのタイプに大別でき、今後は彼らの自己理解を促す支援を行っていくことが急務であると推察された。

Web サイトに求められる発達障害児者支援

— アクセス記録の解析 —

○ 爲川 雄二¹⁾ 橋本 創一²⁾ 林 安紀子²⁾ 菅野 敦²⁾

1) 東北大学大学院教育情報学研究所 2) 東京学芸大学教育実践研究支援センター

KEY WORDS: 支援, インターネット, 検索語

I. はじめに

筆者らは1999年以降、インターネットのWWW環境を利用した発達障害児者やその保護者や支援者等向けの支援システム（以下、支援Webサイトと表記する）を開発し、公開での試験運用を継続してきた。具体的な内容は、乳幼児期から学齢期の発達障害児（及び発達障害が疑われる子ども）を対象とした「発達障害教育診断」¹⁾²⁾³⁾、成人期発達障害者を対象とした「生活適応支援チェックリスト」⁴⁾、そして乳幼児期の日常動作や遊びについて、各々の着眼点を動画で提供する「動画による発達チェック」⁵⁾等である。これらの開発概要や試験運用の結果は、随時学会等で発表してきた。

一方、インターネット利用者の間では検索サイトの活用が近年において広く普及しつつある。支援Webサイトも他の一般的なWebサイトと同様に、検索サイトを経由してのアクセスが増加傾向にあるものと推察された。

II. 目的

本報告では、支援Webサイトのアクセス記録（アクセスログ）を分析し、検索サイト経由の比率等の傾向を明らかにした上で、支援Webサイトに対するインターネット利用者のニーズを考察する。

III. 方法

支援Webサイトは、入口のページとチェックリスト等の結果表示のページでアクセスログを保存するように設定している。アクセスログには、日時やアクセス元の情報の他、入口ページのアクセスログには直前に閲覧されたWebサイトのアドレスが保存される。直前に閲覧されたWebサイトが検索サイトであれば検索語も併せて保存される。

本報告では2007年3月から2010年4月までの3年間における入口ページのアクセスログ324,063件を分析の主な対象とした。全アクセスのうち検索サイト経由のものを抽出して、多く使われた検索語を数的にまとめた。

IV. 結果

(1) 検索サイトの利用率

3年間における入口ページへのアクセスのうち、検索サイト経由でアクセスされたものは243,730件（75.2%）であった。

(2) 検索サイトの利用内訳

利用内訳が1%以上の検索サイトとそれらの内訳を表1に示す。comScore社が調べた2009年1月時点の日本国内における検索サイトの利用内訳（表1の右端）と比較すると、Yahoo!やGoogleの使用率が低い一方で、他の検索サイトの使用率が高いことが分かる。

(3) 検索サイトで使われた検索語

検索サイトで使われた検索語のうち、上位5語を表2に示す。最多の検索語「発達」について、Googleで検索すると2番目に支援Webサイトが出力される。またGoogleでは、「発達障害」で検索すると7番目に支援Webサイトが出力される。10番目以内であれば、一般的に検索結果の最初のページに出力される。

検索サイトの利用は単一の語での検索のほか、複数の語を用いる「複合検索」も多い。そこで、表2に示した上位5語のうち、どの2語を複合させる傾向にあるかを表3に示す。最も多

かった「発達」と「障害」の複合検索は、Yahoo!で39番目、Googleで7番目に出力される（2010年7月時点）。

表1. 主な検索サイトとそれらの内訳

サイト*	件数 (%)	一般**
Yahoo!	99,269 (40.7%)	51.3%
Google	76,611 (31.4%)	38.2%
BIGLOBE (NEC)	7,473 (3.1%)	0.7%
Goo	7,216 (3.0%)	1.5%
msn (マイクロソフト)	6,309 (2.6%)	1.7%
nifty	3,861 (1.6%)	0.3%

*運営主体ごとにまとめた(例: google.co.jp, google.com, google.co.uk等は全てGoogleに一括)

**comScore社調べ(2009年1月・日本国内)

表2. 主な検索語とそれらの件数及び、検索サイトにおける出力順位

検索語	件数	Yahoo!	Google
発達	185,221	33	2
障害	177,567	100~	100~
発達障害	168,875	46	7
支援	101,809	100~	100~
診断	51,430	100~	100~

*検索サイトにおける出力順位は2010年7月時点の結果

表3. 複合検索の件数

	発達	障害	発達障害	支援
障害	169,527			
発達障害	168,875	168,875		
支援	101,316	101,066	100,753	
診断	50,616	49,517	48,718	368

*本報告では2語の複合検索に限定した

V. 考察と今後の課題

アクセス記録を解析した結果、検索サイト経由のアクセスが多く、検索語は「発達」「障害」「発達障害」「支援」「診断」等が多かった。これらがインターネット利用者のニーズであると考察される。一方で、チェックリストの完了率は14.2%と低く、必ずしも多くの利用者のニーズに対応できているとは言い難い。今後は、より多くのニーズに対応できるよう、啓蒙的な内容も充実させる必要が考えられよう。すなわち、より広範囲な知識や情報が得られるようにしていく事が必要であると思われる。

(文献)

- 1) 爲川他(2000): 特殊教育研究施設研究年報.
- 2) 爲川他(2002): 発達障害支援システム学研究, 2(1).
- 3) 爲川他(2003): 信学技報, ET2002-91.
- 4) 爲川他(2001): 日本発達障害学会第36回大会.
- 5) 爲川他(2003): 日本発達心理学会第14回大会.
- 6) 爲川他(2010): 日本発達障害学会第45回大会.

発達障害傾向のある成人に関する調査研究

中嶋 はるか

(東京学芸大学大学院)

橋本 創一

(東京学芸大学教育実践研究支援センター)

KEY WORDS: 成人 高機能広汎性発達障害 注意欠陥多動性障害

I. はじめに

近年、アスペルガー障害や高機能自閉症といった発達障害と診断された当事者による手記や自伝が出版され、さまざまな困難を抱えながらも、発達障害のない人々と同様の社会生活を送っている人々の存在が注目されてきている。小林(2006)は大学生を対象とし、ADHDや自閉症スペクトラムに関する質問紙を用いて行った実態調査の結果、ADHD傾向を示す者は全体の3%程度、広汎性発達障害傾向を示す者は全体の4%程度いることを報告している。こうした発達障害傾向のある大学生や短大生に関する調査や援助システムに関する研究はこれまでにいくつか行われている。しかしながら、社会人を対象とした調査はまだ少なく、その実態は明らかにされていない。

II. 目的

これまでに行われた成人発達障害者に関する調査は、大学の相談室や医療相談機関によるものが多い。そうした手続きでは、相談室や医療機関を訪れた人のみが対象となり、著しい不適応が生じていない発達障害傾向のある者がいたとしても調査の対象とならないと言えよう。そこで、本研究では一般人や学生を対象者とし、その視点から、周囲に存在する可能性のある発達障害傾向のある学生や社会人の実態について検討していく。ここでは、重篤な不適応行動を示す人ではなく、発達障害傾向のある人の困り感や周囲の理解について明らかにしていくための基礎的なデータを収集することを目的とする。

III. 方法

調査対象 東京学芸大学に在籍する大学生40名に協力を依頼し、29名の有効回答を得た。また大学卒業後の社会人70名に協力を依頼し、60名の有効回答を得た。

調査方法 2010年4月～6月を調査期間とし、質問紙を作成し、配布、回収した。

調査内容 調査協力者の周りにおける“少し変わった人・困った人”について、その人物像やエピソードなどを自由記述式で回答してもらった。

分析方法 学生と社会人から得たデータは、それぞれ別に分析を行った。自由記述の分析には、評価分析ソフトTRUSTIA/R.2の主題分析機能を用いた。これは、自由記述文章に含まれる類似した単語や表現を手がかりに、文章をグルーピングすることのできる機能である。また、1つのケースについての記述中に複数のエピソードが見られた場合は、エピソード単位に分けて分析を行い、グルーピングを行った後、複合的なケースとしてまとめた。

IV. 結果

①グルーピングの結果

【学生】分析の結果、5つのカテゴリが抽出された。「感情のコントロールが困難なタイプ」「自己中心的なタイプ」「空気が読めないタイプ」「行動のコントロールが困難なタイプ」「その他」である。

【社会人】分析の結果、8つのカテゴリが抽出された。「感情のコントロールが困難なタイプ」「自己中心的なタイプ」「空気が読めないタイプ」「行動のコントロールが困難なタイプ」「その他」のカテゴリは学生と同様に抽出された。加えて「非常識タイプ」「柔軟性に欠けるタイプ」「コミュニケーションがとりづらいタイプ」

の3カテゴリが抽出される結果となった。

表1 学生データ

カテゴリ名	ケース数	信頼度 (%)
感情のコントロールが困難	3	100
自己中心的	4	100
空気が読めない	8	100
行動のコントロールが困難	9	89
その他	8	21

表2 社会人データ

カテゴリ名	ケース数	信頼度 (%)
感情のコントロールが困難	7	100
自己中心的	13	100
空気が読めない	11	91
行動のコントロールが困難	16	61
非常識	10	100
柔軟性に欠ける	4	100
コミュニケーションがとりづらい	6	100
その他	6	16

※信頼度は分類の確かさを示す値

②複合的なケース

各カテゴリの特徴が2つ以上併存するケースが、学生において2ケース、社会人においては12ケース見られた。併存する特徴の組合せは様々であった。

V. 考察

①発達障害の特性との類似性について

学生と社会人どちらにおいても、見出されたカテゴリがADHDとPDDの症状に類似していると考えられる。「空気がよめない」「柔軟性に欠ける」「コミュニケーションがとりづらい」といったカテゴリに分類されたエピソードは、PDDの診断基準であるコミュニケーション障害や常同的な行動、限定された興味と非常に類似していると言える。一方「感情のコントロールが困難」「行動のコントロールが困難」のカテゴリに分類されたエピソードは、ADHDの不注意および多動性・衝動性といった特徴に類似している。

②複合的なケースについて

ADHD的特徴とPDD的特徴の重複するケースが見られた。この2つの障害は、医学的診断のもとでは別の障害として位置付けられているが、共通点が多いことはこれまでも示唆されている。本研究においても、2つの障害を連続的なものとして捉える見かたを支持するような結果が得られたといえる。

③周囲からの評価や対応について

自由記述のエピソード中にみられる周囲の対応の様子に関する記述より、学生の場合は社会人に比べ、障害特性がその人の個性として受け取られる傾向があり、不適応を起こすことなく学生生活を送ることができているのではないかとと思われる。一方、社会人では障害特性がその人の能力の低さとして評価され、周りから迷惑な人として捉えられることが多いのではないかと推測される記述が目立った。

不適応行動のアセスメントによって抽出される 支援ニーズに関する研究

○ 伊藤 浩* 小笠原 拓* 貝沼 寿夫* 新津 健朗* 菅野 敦**
(*社会福祉法人にじの会) (**東京学芸大学)

KEY WORDS: 不適応行動 アセスメント 支援ニーズ

I. はじめに

成人期知的障害者の支援を行う障害福祉サービス事業所では、その利用者の不適応行動、行動障害が、その利用者の支援ニーズとして多く取り上げられている(佐々木敏宏 2006)。しかし、その支援ニーズのほとんどは、対象となる行動が起きた時の対応方法がニーズとして取り上げられているのが現状である。

不適応行動、行動障害については、コミュニケーションの困難さが行動障害を生じさせている原因であるとの指摘がある(EDWARD et.al 1985, 高林 2005)。したがって、不適応行動、行動障害に対する支援は、コミュニケーションおよびその機能に関するニーズとして抽出されることが推測される。

障害福祉サービス事業所で、不適応行動、行動障害に対する支援ニーズが抽出される背景には、その行動がどのような要因で生じるのかを十分にアセスメントされていないことが原因として考えられる。

そこで、不適応行動、行動障害に関して、有効なアセスメントが行われることによって、コミュニケーションとその基礎となる認知に対するアプローチの必要性が、支援ニーズとして抽出されるとの仮説をたてた。

本研究では、利用者の全体像を見るために、ICFの構成要素間の分析法によるアセスメント技法を導入することによって、不適応行動、行動障害のニーズが、コミュニケーションおよび認知に対する学習の支援ニーズとして捉えられるかを検証する。

II. 目的

新たなアセスメント法の導入によって不適応行動のニーズが、コミュニケーション・学習支援領域のニーズとして抽出されるかを検証する。

III. 方法

A 市で生活介護事業、入所施設支援事業を行っている B 社会福祉法人の利用者の中で、『生活適応支援チェックリスト(2004年版)』の第三部特別ニーズ編の記入を各担当支援者に依頼し、回収できた 44 名を対象とする。

不適応行動の状況から、「不適切な行動」のうち、他傷行動、粗暴な行動、衝動的・興奮行動、反抗的な行動、多動・転導的な行動、寡動、回避的・拒否的な行動、自傷行動の 8 項目について、複数の場面において不適応行動が毎日認められる対象者を不適応行動群とした。それ以外を対象者を適応行動群とした。

分析は、各群の対象者について、2009 年度に「不適切行動の軽減」、「不適応行動の軽減」、「行動障害の軽減」、「情緒の安定」といった不適応行動を軽減する内容が支援ニーズとして抽出されている対象者数を算出し、比較検討する。さらに、不適応行動群と適応行動群とで、2009 年度及び、2010 年度に抽出されたコミュニケーション、学習に関するニーズについて、行動群別に比較検討する。

IV. 結果

不適応行動群は 36 名、適応行動群は 8 名であり、全体の 81.82%の対象者に毎日、複数の場面で不適応行動が認められた。

次に、2009 年度に不適応行動を軽減する支援ニーズ

が抽出された対象者数を算出した。適応行動群であっても、不適応行動の軽減が支援ニーズとして抽出されていない対象者が 6 名いることが明らかとなった。また、不適応行動群と適応行動群では、不適応行動の軽減に関する支援ニーズが抽出された対象者数に有意な差は認められなかった($\chi^2(1)=0.13005, n.s.$)。

また、2009 年度に抽出された支援ニーズでは、不適応行動の軽減に関して、不適応行動群では 1 人あたり平均 1.21、適応行動群では 1 人あたり平均 0.75 の支援ニーズが抽出されていた。しかし、2010 年度には、不適応行動群、適応行動群ともに支援ニーズは抽出されなかった。

さらに、コミュニケーション、および学習領域に関する支援ニーズを抽出した。不適応行動群では、2009 年度と 2010 年度のコミュニケーション、学習領域の 1 人あたり平均ニーズ数に 5%水準で主効果が認められ($F(1, 54)=5.92410, MSe=1.59458, p<.05$)、2010 年度には支援ニーズ数が増加していることが明らかとなった。一方、適応行動群では、2009 年度と 2010 年度のコミュニケーション、学習領域の 1 人あたり平均ニーズ数に有意な主効果は認められなかった($F(1, 30)=1.97497, MSe=1.91458, n.s.$)。(図.1)

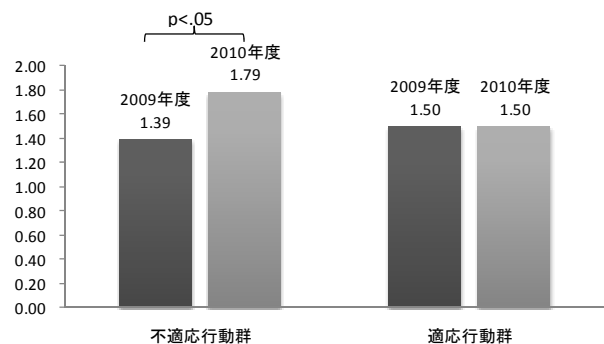


図.1 各群のコミュニケーション、学習領域ニーズの平均数

V. 考察

分析の結果、不適応行動がほとんど生じていない対象者であっても、2009 年度には行動障害の軽減に関するニーズが抽出されていたことが明らかとなった。これは、頻度の低い不適応行動であっても、支援者がニーズとして抽出してしまう危険性を示唆するものである。

さらに、2009 年度には行動障害の軽減に関する支援ニーズが抽出されていたが、2010 年度には、明らかに減少し、また、不適応行動群では、コミュニケーション領域、学習領域の支援ニーズが増加したことが明らかとなった。これは、新たに導入したアセスメント法によって、不適応行動だけに着目するのではなく、心身機能や環境要因との関係性を分析することによって、対象者を総合的、多角的に分析し、全般的な把握ができるようになったことが要因であると考えられる。このアセスメント法の導入が、不適応行動に対する支援を対症療法に終わらせず、より適切な支援を導き出すための一つの方策であることが示唆された。

ニューヨーク市における パーソンセンタードプランニングの実践

＝日本での PCP の実践に向けて＝

○ 安倍真紀 菅野敦

(社福 佛子園 三草二木西園寺) (東京学芸大学)

KEY WORDS: パーソンセンタードプランニング、自己選択・自己決定、職員育成

I. はじめに

日本における本人主体の考えは、1980 年代のノーマライゼーションの広がりや、国際障害者年等により「人権の主体としての自己決定を最大限に尊重する」¹⁾ことから言われるようになった。そして、2003 年の支援費制度の導入、2006 年の障害者自立支援法の施行により、施設から地域への移行が進むとともに、「自己選択・自己決定」「本人主体」が尊重されるようになった。

アメリカにおける本人主体の理念は、1970 年代の自立生活運動では、当事者の「自己決定と自己選択」をよりどころに、保護される容体から、生活の主体者となることを目指したことに端を発する。²⁾

ニューヨーク州においては、1973 年に Willow brook State school の入所者に対し、市民権が獲得できたことや、その後 1987 年の施設解体に及んだことが、障害のある人が地域で主体的に生活していくという考えが普及されたことに大きく影響をした。また、1973 年から 1986 年にかけて北アメリカの多くで、ノーマライゼーションの応用編としてパーソンセンタードプランニング (以下 PCP) も広がり、「地域生活を営む中で本人主体」について、積極的に行われるようになったといわれている。⁴⁾

現在の日本の障害者支援において、「本人主体」がより現実的で実践に活かせるものを作るために、ニューヨーク市における PCP の実践について検討した。

II. 目的

ニューヨーク市での PCP の実践と評価を行っている障害児者の支援に携わる職員へのインタビュー調査により、その実践方法や実践例より、日本での PCP の実践に活かせる点について考察する。

III. 方法

1. 対象

2003 年、The FAR Fund と The Fund for Social Change の資金提供により The OMDDR が公募をし、PCP の実践を 7 団体が行いその評価を IBR-NY が行っている。この団体を The OMRDD/FAR found Collaboration という。現在 PCP の実践を行っている中の 4 団体の職員や教員に 11 項目のインタビューを行った。

2. インタビュー項目

(1)職員研修(2)職員のモチベーション(3)本人の意思決定の持ち方(4)問題発生時の対応方法(5)健康と安全の保持(6)費用(7)支援希望者の参加の有無(8)重度障害者の満足(9)QOL の評価(10)支援者の種類(11)地域を巻き込む方法の 11 項目のインタビューを行った。

IV. 結果

1. インタビュー結果の(1)(2)を「職員研修とモチベーション」、(3)(8)(10)を「自己選択・自己決定手段」、(4)(5)(6)(7)(9)(11)を「PCP に取り組む上での方法と注意点」と 3 項目に分け、整理した。

(1) 職員研修とモチベーション

インタビューを行った団体のうち、2 団体については

既に PCP Director 職があり、利用者に対しての本人主体の支援を積極的に行っていた。職員に対しての PCP 研修は各団体で行われており、モチベーションアップの点では、直接処遇職員に対し“Everyday Heroes”という制度を事業者内で行っていた。これは、上司と部下がペアを組み、年度ごとに PCP の取り組みでトップ 10 を決め、人事考課に反映される仕組みである。

また、管理者向けに年に 1 回 9 日間の PCP 研修のプログラムが生まれ、ニューヨーク市内の障害者団体の管理者が受講するシステムができていた。

(2) 本人の自己選択・自己決定手段

言葉のある人にとっては、本人が話したことからの希望を展開していくということはできる。しかし、言葉を発しない人にとっての手段は、本人をよく知って、活動に能動的に参加していたかで判断をする。その判断は 3 回行くと、その活動をしたいのがあるいはしたくないのかが判断できる。

(3)PCP に取り組む上での方法と注意点

PCP の原則には健康と安全の確保がある。それを保ちながら本人のしたい事に取り組んで行く。取り組む中で、費用が高額になってしまう場合も出てくるがそれは、本人を含め希望に向けて取り組んでいく人たちが工面をしていく。その取り組むメンバーだが、誰でも参加できるわけではなく、本人を取り巻く人間関係の中で、家族や友人、近所の人、支援員などが集まって行く。また、地域の人々をその活動に巻き込むのに、施設のボランティア活動をしている人に対して啓蒙活動も行っている。

V. 考察

アメリカの実態と実践を参考にすると、日本との文化の違いを把握する必要がある。アメリカは訴訟社会であること、また寄付や募金活動が盛んな点等がある。しかしそれを抜いても、日本で実践していくことは可能と考える。以下の 3 点について重点課題とする。

(1) 支援者の専門性の保持

障害のある人を知りアセスメントを行う必要がある。その為にも専門性の確保は重要になる。職員の為の研修システムの構築が急務である。

(2)組織的な支援

単独での支援は限界があり、支援者自身のモチベーションも上がらない。チームとしての支援体制が必要である。PCP の実践例を通して職員を始め地域に対し、障害者支援についての啓蒙活動を行う必要がある。

(3)先導者のビジョンの明確化

制度が次々と変わる中ではあるが、障害者支援について各組織レベルでの長期的なビジョンをもち、支援者の方向性を同じにすることが重要と考える。

(参考文献)

- 1)室津滋樹他「障害のある人の地域の暮らしを支えるスタッフ・世話人のためのグループホーム援助のポイント詳細版」
- 2)高倉誠一、太田俊己「ニーズ」を満たす子ども主体の授業の追求・生活中心教育の観点から・発達障害研究第 32 巻第 1 号 68 頁
- 3)中園康夫、武田則昭、末光茂 PCP-研究、実践、将来の方向性・上巻 2005 年 4 頁

知的障害特別支援学校における職業教育に関する研究

＝就労継続者と離職者の特別支援学校卒業時の課題の比較から＝

○ 古賀 基樹

菅野 敦

(東京学芸大学大学院)

(東京学芸大学教育実践研究支援センター)

KEY WORDS: 知的障害特別支援学校 生徒の卒業時の課題 就労継続

I. 問題と目的

平成18年に改正された教育基本法において、教育の目標として、職業との関連が新たに示された。これまでも特別支援学校においては、卒業後の就労を見据えた職業教育が行われてきた。特に知的障害特別支援学校においては、就職率の低迷等を背景として、近年卒業後の就労の実現に重きを置いた指導の充実が図られている。

成人期知的障害者の就労支援においては、就労の実現に加えて、就労の継続を支えていくことが重要である。知的障害者の就労継続を考えていく上で、離職の要因を分析する必要がある。知的障害者の職場定着・離職に関する主な先行研究(三沢他, 1987; 黒田他, 1988; 梅永他, 1993; 藤井他, 2002)から、就労の継続に向けた知的障害者の支援領域を整理すると、①日常生活・基本的生活習慣、②対人関係・コミュニケーション、③作業力・作業能力、④就労意欲・態度、の4つにまとめることができる。これらの4つの支援領域(以下、「就労継続のための4領域」とする。)においては、就労の実現、就労の継続を支えていくために支援していくことの必要性が示唆される。したがって、学校教育においても、「就労継続のための4領域」に関しての指導を検討することが重要である。

そこで本研究では、知的障害特別支援学校高等部卒業生を対象とし、就労継続者と離職者の卒業時の課題を調査し、学校教育での指導において、「就労継続のための4領域」のうち、より重視していく領域を見出すことを目的とする。

II. 方法

1) **調査対象**: 関東地域にある知的障害特別支援学校27校の高等部において、200X年3月に卒業した955名を対象とした。なお、調査時期が200X+1年12月であったため、調査対象とした卒業生は卒業後2年目であった。2) **調査方法**: 知的障害特別支援学校高等部進路指導担当者に調査用紙を送付し、回答を依頼した。3) **質問項目の作成**: 卒業時の生徒の課題に関する項目と離職の有無に関する項目を作成した。卒業時の生徒の課題に関する項目については、「就労継続のための4領域」を参考とし、課題を「生活上の課題」「コミュニケーション」「業務上の不一致」「就労意欲」の4つとした。4) **分析対象**: 調査対象とした955名の内、卒業時に企業就職をした生徒302名で、調査用紙の回答に不備の無い276名を分析対象とした。5) **手続き**: 離職の有無に関する項目から就労継続者と離職者に分け、それぞれの卒業時の課題を分析した。

III. 結果

調査結果において、就労継続者が222名、離職者が54名であった。就労継続者と離職者が卒業時に抱えていた課題の割合について、図1に示す。

図1より、就労継続者が卒業時に抱えていた課題においては、「コミュニケーション」が52.7%と最も高く、次いで、「就労意欲」が21.6%という結果であった。

離職者が卒業時に抱えていた課題においては、「就労意欲」が51.9%と最も高く、次いで、「コミュニケーション」が44.4%という結果になった。

就労継続者と離職者が学校卒業時に抱えていた課題を比較すると、「就労意欲」「業務内容の不一致」に関しては、離職者の方が高かった。「コミュニケーション」に関

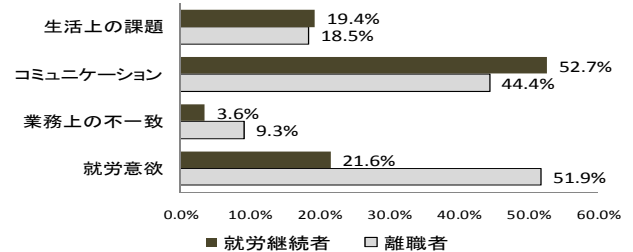


図1 就労継続者と離職者の学校卒業時の課題

しては、就労継続者の方が高かった。「生活上の課題」に関しては、ほとんど変わらなかった。4つの課題で就労継続者数と離職者数を算出し、 χ^2 検定を用いて比較した結果、有意な差が見られた($\chi^2(3)=13.00, p<.01$)。残差分析を行ったところ、離職者の「就労意欲」の課題が1%水準で有意に高いという結果であった。

IV. 考察

就労継続者が卒業時に抱えていた主な課題は、「コミュニケーション」であり、離職者に関しても、「コミュニケーション」の課題が高い割合にあった。学校教育法施行令第22条の3に規定する就学基準によれば、知的障害特別支援学校には、「知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度」の児童・生徒が在学している。そのため、従来、知的障害特別支援学校においては、児童・生徒のコミュニケーション能力を高めようとしてきたと考えられるが、今回の調査結果から、生徒へのコミュニケーション指導が十分ではないことが示唆された。また、東京都社会福祉協議会・東京都知的障害特別支援学校就業促進研究協議会(2008)が行った調査によると、企業側が知的障害者を雇用する際及び雇用継続にあたって重視する点として職場内でのコミュニケーションが挙げられている。そして、発語の有無よりも自分の考えを表現できたり、指示の理解、報告・相談ができることを重視していると報告している。調査結果とこの報告より、知的障害者の就労の継続を見据えた指導を行うために、コミュニケーション能力を高めていく効果的な指導・支援方法の検討の必要性が示唆された。

就労継続者と離職者が学校卒業時に抱えていた課題を比較すると、離職者の「就労意欲」の課題が1%水準で有意に高いという結果であった。このことから、知的障害者が就労を継続していくために、「就労意欲」が重要な要因であることが示唆され、学校教育においても、生徒の「就労意欲」を育てていく指導がより求められるといえる。羽根田他(2009)は、千葉県内知的障害特別支援学校高等部教師を対象として調査を行い、教師が作業学習で重視する生徒の能力は「作業意欲・態度」であるということを報告しているにもかかわらず、現状の作業学習における指導が生徒の「就労意欲」を育てることに効果的に結びついていない可能性が考えられる。

今後、学校教育において「就労意欲」「作業意欲」「作業態度」を意図的に育てるための指導・支援方法の検討や指導・支援プログラムの検討の必要性が課題としてあげられる。そのためには、「就労意欲」「作業意欲」「作業態度」とは何かを明らかにし、それらの関係性の検討することが必要であると考えられる。

第4分科会

=生活支援・健康支援領域=

【15:00～17:00】

〔 発表 12分
質疑応答 3分 〕

知的障害者及びその家族の生活の質(Quality of Life)に関する研究

—宗教を含む異なる文化背景の比較考察を通して—

高橋 亮

(社会貢献事業財団ジェロントロジーセンター)

KEY WORDS: QOL 生活の質 知的障害 家族

I. はじめに

本研究は本質的な QOL の意義と価値観を実践哲学的にも検討することも必要であろう。実践哲学は、哲学の中で、人間の実践 (Practice) にかかわる諸問題を扱うもので QOL の本質をなすものである。今日、家族の価値観は時代の流れとともに、国家間においても変わってきている。とくに、日本は戦後、欧米文化の影響に伴い核家族化が進み、資本主義化とともに家族の価値観も変わってきていることは否定のできない事実である。その一方で、発展途上国といわれる国には、今日の日本が失いつつある家族関係の価値観の影響が、残っていることが推察できる。以上のことから、家族の QOL を調査することにより、日本の今後の障害者政策に必要なことは、何であるのかを見出し検討することは重要な課題である。

II. 目的

第1に、知的障がいのある本人と家族 QOL の重要度、機会度、努力度、達成度、将来度および全体

満足度を把握することで、今後の生活環境のあり方を検討する。

第2に、障がいのある成人した本人 (30 歳以上対象) の加齢将来に向けた意識調査を通して今後の課題を検討する。

第3に、異文化における日本とインドの家族 QOL 調査と加齢における障害のある本人の調査を比較

検討することを介して、各々の国の時代・宗教・文化的背景における家族 QOL の本質的な共

通点と相違点を把握し、今後の家族支援における重要な視点と今後の方向性を検討する。

第4に、本調査票を介して家族の立場からみた質問票の内容を検討し、聞き取り調査における今後の課題を検討し方向性を提言する。

III. 方法

調査期間 調査対象者

日本およびインドでの調査期間は第一次調査として 2007 年 10 月 23 日～2008 年 7 月 18 日の間実施した。加えてインドでの第二時調査として、2009 年 4 月に実施(夫婦 21, 男 8, 女 7, 不明 8)して、それらの面接調査の結果を含めて合計 103 名) 統計分析を行った。調査対象となる協力者とその内容は以下のとおりである。

調査対象者：北海道、宮城県、福島県、栃木県、群馬県、大分県、埼玉県を中心とした家族 (知的障がいに関わる) への個別依頼回答調査。日本での家族 QOL 調査は、以下の箇所の家族および施設職員の協力をいただいて情報を収集した。フェ」および地域の特殊学校に通う本人の家族を中心とした個別面接調査。インドの家族 QOL 調査では、59 名 (7 男性・52 女性) (第一次調査 2008 年 7 月時点 ; FQOL の総合分析は第二次調査 2009 年 4 月に実施(夫婦 21, 男 8, 女 7, 不明 8)してそれらの面接調査の結果を含めて合計 103 名であった。

分析方法

1. QOL 質問指標による統計分析、ケーススタディによる分析、質問票の項目別にデータを入力しエクセルおよび SPSS にて平均値と標準偏差 (SD) を確認し、t 検定を実施した。

2. 面接時には、質問内容に加えて、個別の対応による語りも含めて聴取りを実施した。

IV. 結果

家族 QOL 調査票を準備して、調査を実施した結果、家族の現状を具体的に知ることができた。これらのデータを今後の個人調査として用いることによってより具体的な個別計画をはじめ、全体計画も含めてマクロとミクロの両方の視点から捉えられることを確認することができた。「政策中心型アプローチ」から、「潜在能力型アプローチ」を家庭教育から学校教育および社会教育でも継続することにより、既存の教育よりもより創造的な共育的效果を見出すことができるであろう、インドと日本の文化の違いというよりも人間としての共通性を見出すことができたことが、一番大きな収穫であろう。その中でも、最も重要なのは、家族関係と価値観の視点である。また、自由記述のなかに沢山の意見が記載されておりそれらを有効活用することが今後の調査の質を高め深めることになることが判明した。

V. 考察

家族関係

家族関係は、すべての項目においてインドが日本よりも上のスコアであった。これは、インド社会はいまだ核家族化されていない傾向をさすもので、家族のみならず親族との関係も日本よりも密接であることをさしている。しかしながら、インドも現在核家族化しており日本と同じ問題も抱えていることも確認できた。

価値観

価値観においても、インドのすべての項目において上のスコアであった。ここには宗教的な環境も含まれているように感じる。すなわち、宗教が単に宗教ととらえるのではなく、お祭りの行事が頻繁にあるためその際に家族、親族が密接に交流する機会にもなり、それが社会的な価値観にも結びついていることが確認できる。

仕事と就労

仕事と就労に関しては、日本がインドを上回っている傾向が見られる。これは、就労のチャンスに関してインドが日本よりも少ないということがうかがわれる。

(参考文献)

Sen(1993): Capability and well-being, :The Quality of Life. Nussbaum, M. C., & Sen, A.ed., Clarendon Press, 30-53.

セン(2006): 潜在能力と福祉, クオリティ・オブ・ライフ豊かさの本質とは. ヌスバウム, M・セン編, 里文出版, 59-96.

知的障害者のメンタルヘルスに関する予備的研究

—MIPQ 日本語版の作成—

○ 福田 麻子 菅野 和恵
(筑波大学大学院教育研究科) (筑波大学)

KEY WORDS: メンタルヘルス 知的障害 MIPQ

I. はじめに

成人期の知的障害者には、抑うつや不安障害が多くみられると報告されており、個々の障害者のメンタルヘルスを評価できる標準的かつ有効なスクリーニング法を確立しておくことの重要性が指摘されている。しかし、知的障害者に対してのメンタルヘルスに関する研究は非常に少ないのが現状である。

知的障害者のメンタルヘルスを評価し、病的な状態を未然に防ぐことは知的障害者の QOL の向上につながると考えられる。しかし、知的障害者への評価は本人に対して行うことが非常に難しい。そこで、知的障害者本人ではなく、他者が知的障害者のメンタルヘルスに関して評価する方法を開発することで、病的な状態になる以前に早期発見、発症予防をしていく可能性を考える。

海外では The Diagnostic Assessment for the Severely Handicapped (DASH) や The Psychiatric Assessment Schedule for Adults with Developmental Disability (PAS-ADD) といった他者による知的障害者のメンタルヘルスのスクリーニング法が開発されてきた。これらの評価尺度は、様々な研究に用いられているが、医学的な用語や要素を有するため、精神医学的な診断の意味を含むことが懸念される。これらの使用上の制約を解消し、精神医学的な診断の場を越えて利用できる質問紙として、DASH を改訂した DASH-II や PAS-ADD をもとに Ross and Oliver (1999, 2003) によって開発された The Mood, Interest & Pleasure Questionnaire (MIPQ) があげられる。これは、精神医学的な知識をもたない支援者が使うことのできる質問紙であり、その活用可能性が示唆されている。

MIPQ は全 25 項目で構成され、5 件法で回答する質問紙である。Mood (抑うつ気分) 12 項目と Interest & Pleasure (興味または喜びの喪失) 13 項目のサブスケールにわかれており、DSM-IV の気分障害の徴候等を参考として作成された。また、MIPQ は支援者が直接観察することで評価が可能な質問紙であり、知的障害者本人の自己評定に頼らず適用できる。

II. 目的

本研究では、Ross and Oliver (1999, 2003) により開発された MIPQ の日本語版 (以下、MIPQ 日本語版) を作成することを目的とした。

III. 方法

Ross and Oliver (1999, 2003) をもとに、MIPQ の項目をもとの意味が変わらないように注意しながら日本語へ翻訳した。翻訳した項目をもとに大学教員、障害者雇用の専門家、特別支援学校教諭、大学院生等数名により、翻訳した日本語が妥当であるかどうかを検討し、修正を行った。さらに、逆翻訳を行い、C.Oliver ら MIPQ の研究に関わる専門家等からの助言を得た。この助言を参考とし、さらなる検討や修正を重ねた上で MIPQ 日本語版を作成した。

IV. 結果

検討や修正を重ねた結果、MIPQ 日本語版の質問項目は以下の通りとなった。

なお、各項目、「この 2 週間、対象者は (が、の) …」から始まる。(項目 2 を除く)

- 1 (いつも) 悲しいように見えた。
- 2 この 2 週間、活動中、対象者の快活な声をどの程度聞きましたか。
- 3 表情はまわりで起こっていることにどの程度関心をもっているように見えましたか。
- 4 表情は無表情であったと思いますか。
- 5 生活を楽しんでいるように見えましたか。
- 6 他人の注目を得ようとしたり、他人に近づいていたりすることはどの程度あるように思えましたか。
- 7 (毎日) 泣くことがあった。
- 8 周囲にどの程度関心を示しているように見えましたか。
- 9 表情は (いつも) 楽しそうに見えた。
- 10 活動に参加したがることはどの程度ありましたか。
- 11 (毎日 1 回以上) は笑顔だったと思う。
- 12 周囲に対してどの程度無関心なように見えましたか。
- 13 話す調子は (いつも) 悲しいように聞こえた。
- 14 表情は、活動中にどの程度楽しんでいるように見えましたか。
- 15 (いつも) うれしそうに見えた。
- 16 表情は活動中にどの程度その活動に関心があるように見えましたか。
- 17 (毎日) 声に出して笑っていた。
- 18 対象者自身が親しみをもっている人との社会的な関わりを避けることがどの程度ありましたか。
- 19 活動中にその活動に関心があることを示す動作やしぐさが見られましたか。
- 20 表情は (いつも) 悲しそうに見えた。
- 21 (いつも) 不満であるように見えた。
- 22 活動中、その活動を楽しんでいるような動作やしぐさがどの程度見られましたか。
- 23 話す調子がどうして良いか分からず不安そうに聞こえることがありましたか。
- 24 まわりで起こっていることに関心があることを示す行動をみせることがありましたか。
- 25 弱音をはいたり、不満そうな声を出したりすることがどの程度見られましたか。

V. 考察

本研究では、MIPQ 日本語版を作成した。今後は、MIPQ 日本語版においても信頼性や妥当性のある質問紙であるかどうかを検討していく必要があるだろう。また、MIPQ 日本語版を用いてメンタルヘルスの調査を行い、知的障害者のメンタルヘルスを評価できるスクリーニング法としてさらなる精選や研究を進めていく必要があると示唆された。

(参考文献)

Ross, E. & Oliver, C. (2003) Preliminary analysis of the psychometric properties of the Mood, Interest & Pleasure Questionnaire (MIPQ) for adults with severe and profound learning disabilities. *British Journal of Clinical Psychology*, 42, 81-93.

「オープンカレッジ東京 2009」受講のダウン症者の ストレス測定を試み

＝唾液アミラーゼ活性値と自己評価についての検討＝

○細川かおり 京林由季子 菅野敦
(鶴見大学短期大学部) (岡山県立大学) (東京学芸大学)
唾液アミラーゼ活性値 ダウン症 成人:

I. 問題と目的

近年、精神的ストレスについて簡便に客観的・定量的に測定できる科学的測定器として、唾液アミラーゼ活性値の測定が認知症者、幼児、成人などを対象に検討されている。我々は唾液アミラーゼ活性値を指標とした知的障害者のストレス測定の可能性について検討しているが(京林, 2010 他)、本研究ではダウン症者を対象として唾液アミラーゼ活性値の変化と活動終了時の簡便な自己評価との関係について検討することを目的とする。唾液アミラーゼ活性値を測定した活動は、「オープンカレッジ東京 2009 (OCT)」であり、知的障害がある人の生涯学習支援の取り組みのひとつとして継続的に実施されており、参加者も何年か継続して参加している者も多い活動である。

II. 方法

1. 対象

OCT 受講の知的障害者のうち、簡単な会話とひらがなによる読み書きが可能である者7名。このうちダウン症者5名を分析対象とした。全員20代である。

2. オープンカレッジ東京 2009 の概要

平成21年度は1回3時間の講座3回と発表会(活動報告や感想などまとめ)の計4回を実施している。今回分析の対象としたのは講座3回についてである。3回の講座の内容は第1回「Let's DANCEIII」(ダンスの振り付けをして発表をする)、第2回「書道でショー」(年賀状とグループでの作品を制作)、第3回「ディスカバージャパンII」(日本の東西の比較を味噌をテーマに行う)であった。受講生は、平日は会社や作業所の仕事に従事している。

3. 測定方法

OCT の活動への参加による精神的ストレスの変化を測定するために、a. アミラーゼ活性値の測定、b. 対象者による自己評価、c. 行動観察(活動への参加状況の記録シートへの記入)を行った。検査者は筆者ら2名とOCTスタッフ2名の計4名であった。

対象者には第1回開始前に検査者が測定機器を示し目的と方法について簡単な文章および口頭で説明し、文章での同意を得ている。また測定回ごとに本人の意向を確認し、了解を得た。

「a. 唾液アミラーゼ活性値の測定」は、唾液アミラーゼモニター(ニプロ製)により、専用チップを舌下部に30秒間入れ唾液を採取し測定した。測定は活動の前後2回行ったが、第3回は活動の間でも行ったが、本研究では活動の前後の測定値を分析対象とした。

「b. 対象者による自己評価」は、活動前と活動後のアミラーゼ活性値の測定時に行ったが、本研究では活動後の自己評価を分析する。活動後の自己評価の内容は「今日のオープンカレッジは楽しかったか」「今日の活動は上手にできたか」「疲れたか」の3つであった。検査者が質問用紙を読み上げ、対象者にあてはまるものに○をつけてもらった。対象者が特に戸惑ったり、文章の理解が難しいと感じることはなかった。

III. 結果と考察

分析可能なデータの個数は14で、4個が下降、6個が上昇、4個が変化なしであった。活動終了後のアミラーゼ活性値の下降、上昇と活動終了後の気持ちを併せて分析した結果を表に示した。両者の間の明確な傾向を読み取ることは難しく、また個人差もあるようであった。しかし、自分が感じた「疲れ」については「あまり疲れなかった」「とても疲れた」の両方で2名ずつ下降した者がおり、アミラーゼ活性値の下降とは最も関係が少ない傾向にあった。一方「上手にできた」と回答した者のうち3名の値が下降しており、「上手にできた」という活動の達成や「楽しかった」と感じるもののほうが「疲れ」よりはアミラーゼ活性値に関係する傾向にはあるが、今後はデータ数を増やし明確な傾向の有無も含めて分析していくことが必要とである。

個々のデータでは、最も下降傾向にあるケースA(下降1回、変化なし1回、上昇1回)は3回とも「とても楽しい」「少しできた」との回答であった。最も上昇傾向にあるケースB(1回上昇、2回変化なし)は3回とも「少し楽しい」との回答で、「上手にできた」は1回であった。ケースAのほうが肯定的な自己評価をしている傾向にあるはあるが、さらに検討していきたい。

表1 活動は楽しかったか

		個数	活動前	活動後
とても楽しかった	下降	3	96	50.5
	上昇	4	56.3	99.0
	変化なし	3	78.3	81.0
少し楽しかった	下降	0	—	—
	上昇	2	105.0	137.0
	変化なし	2	112.5	120
楽しくなかった	下降	0	—	—
	上昇	0	—	—

表2 活動は上手にできたか

		個数	活動前	活動後
上手にできた	下降	3	102.0	51.3
	上昇	2	66.5	111.0
	変化なし	3	84.3	92.3
少しできた	下降	1	78.0	48.0
	上昇	3	82.0	116.3
	変化なし	2	103.5	103.0
できなかった	下降	0	—	—
	上昇	0	—	—

表3 疲れたか

		個数	活動前	活動後
あまり疲れなかった	下降	2	90.0	57.5
	上昇	1	95.0	125.0
少し疲れた	上昇	2	75.5	112.0
	変化なし	1	70.0	80.0
とても疲れた	下降	2	102.0	43.5
	上昇	2	66.5	111.0
	変化なし	3	97.5	100.8

付記) 本件研究は平成21年度科学研究費(20234567)の助成を受けている。

重症心身障害者の睡眠リズムに関する実態調査

若草の利用者48名を対象とした調査

○永下 徹 津田 幸枝 小川 哲生 岡本 侑子 川宿田 美希
(社福 和枝福祉会 若草)

KEY WORDS: 重症心身障害者、睡眠リズム

I. 若草の概要

若草は、横浜市にある指定障害福祉サービス事業所である。事業開始は、平成 11 年からの新しい施設である。定員は生活介護 40 名、重度重複障害通園事業 B 型一日 5 名程度であり、現在の利用者人数は男性 25 名、女性 23 名の合計 48 名である。

【重症心身障害者について】

重症心身障害者（以下、重症者とする）は肢体不自由と知的障害が重複し、かつ重症である。一人ひとりが独特の個人因子を持っていることが多く、また著しい環境依存性を伴っている。

重症者が生活していく上では様々な問題や制限が生じやすい。運動・姿勢維持、呼吸、摂食、排泄、コミュニケーション、睡眠などである。そして、その1つ1つの問題が密接な関係性をもっている。

姿勢の維持が困難→身体の変形→胸郭の動きが制限→呼吸が浅い→質の良い睡眠が得られないなどが1例として挙げられる。

今回、重症者の睡眠に注目した理由は日常の活動の中にあった。支援員は利用者の様子を伝える際に「起きていた」、「眠っていた」という言葉をよく使用していた。睡眠状況は重症者の健康や体調などの表現方法（指標）のひとつであり、その乱れは重症者の大きな問題に挙げられており、本調査を実施するきっかけとなった。

II. 目的

若草の利用者を対象として、重症者の睡眠リズムとその乱れの実態について調査する。本調査より重症者の睡眠リズムの乱れと重症者の特徴との関係性を明らかにしていく。

III. 仮説

重症者の活動への影響に、てんかん発作や服薬の有無がある。発作の回数が多いと疲労しやすく、発作の回数を減らす為に服薬の調整を行ったりする。発作を持ち、服薬がある利用者ほど、睡眠リズムの乱れがある。また、日中と夜間の区別が困難な視覚障害を持つ重症者は寝るという意識が持ちにくい。経管栄養の重症者は食行動での刺激が少なくなりがちで、睡眠と覚醒という規則正しい生活リズムがつくりづらくなる。自分で身体を動かさない重症者も刺激がないと傾眠傾向に陥りやすい。そして呼吸が不安定な重症者は質のよい睡眠が得られないと推測する。

IV. 方法

(調査 1)

本調査を行う上でテーマとなる「睡眠リズムの乱れのある利用者」の基準を恣意的に設定して、若草の利用者 48 名の睡眠リズムの乱れの有無を調査した。基準は以下のとおりとする。

基準：夜間入眠、日中覚醒ができていない利用者

- a 継続した睡眠時間がとれない (5h 未満)
- b 睡眠時間はとれているが睡眠リズムが一定しない
- c 入眠導入剤を服用している

a、b、c、の条件に1つでも当てはまれば、睡眠リズムの乱れのある利用者とした。

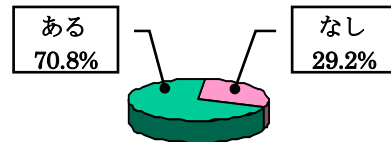
(調査 2)

①睡眠リズムの乱れのある利用者②睡眠リズムの乱れない利用者に分類した。そして重症者独特の特徴であり、かつ睡眠に関係していると推測される6つの項目について調査し①と②を比較した。6つの項目とは、発作の有無、服薬の有無、視覚障害の有無、食事（経管栄養か経口摂取か）、身体機能（自力で寝返りが

できる、できない）、呼吸の安定（吸引の有無）とした。

V. 結果

〔調査 1〕



若草の利用者の 70.8% が睡眠リズムの乱れがあった。

〔調査 2〕

質問項目	乱れの有無			
	① 乱れあり	② 乱れなし		
項目1 発作の有無	あり	82.4%	あり	71.4%
	なし	17.6%	なし	28.6%
項目2 服薬の有無	あり	82.4%	あり	64.3%
	なし	17.6%	なし	35.7%
項目3 視覚障害の有無	有り	5.9%	有り	0.0%
	弱視あり	38.2%	弱視あり	21.5%
	視覚障害なし	55.9%	視覚障害なし	78.5%
項目4 食事	経管栄養	58.8%	経管栄養	21.5%
	※経管栄養か経口か 経口摂取	41.2%	経口摂取	78.5%
項目5 身体機能	可能	35.7%	可能	50.0%
	※自力での寝返りの可否 不可能	64.3%	不可能	50.0%
項目6 呼吸の安定	必要	55.9%	必要	35.7%
	※吸引の有無 不要	44.1%	不要	64.3%

VI. 考察

項目 1、2、3 からは仮説を支持する結果が得られた。睡眠リズムの乱れがある利用者ほど、発作が多く、服薬が必要であり、視覚障害を持っている。特に視覚障害については睡眠リズムの乱れない利用者の約 79% が顕著な視覚障害が無いのに対し、睡眠リズムの乱れのある利用者は約 44% が視覚障害がある者という差がみられた。視覚障害の有無と睡眠には著しい関係性があると思われる。

食事と呼吸の安定については、経管栄養で吸引が必要な利用者の方が、睡眠リズムに乱れが多いことが分かった。

身体機能に関しては、寝返りができない利用者ほど傾眠傾向になりやすいと予測していたが、そうした傾向はやや認められたものの、むしろ臥床時間による影響が睡眠リズムに関与しているのではないかと推測された。

VII. まとめと今後に向けて

今回は睡眠リズムの乱れを基に、重症者独特の特徴を挙げて比較検討した。ほぼ仮説を支持する結果を得ることができたが、今後は重症者の調査人数を増やすことで、重症者の睡眠リズムの実態とその傾向、支援ニーズが見えてくると思われる。日中活動を通して支援員が援助できる項目を挙げて、利用者にとってより良い睡眠が得られるアプローチ方法を検討していく。そして個別にそのアプローチ方法を実施していきたい。

(参考文献) 重症心身障害療育マニュアル
江草安彦監修/岡田喜篤他 医歯薬出版

活動プログラムの導入と成人知的障害者の心身機能に関する検討

学習・余暇支援領域の活動プログラムの有効性に関する事例的検討

○ 小笠原 拓 貝沼 寿夫 新津 健朗

(社会福祉法人にじの会)

KEY WORDS: 学習・余暇支援領域 活動プログラム 心身機能

I. はじめに

社会福祉法人にじの会(以下、にじの会)は三鷹市に拠点を置き、重度知的障害者を対象とした施設入所支援事業、生活介護事業を中心に7事業を運営している。

その中でも重度利用者への支援に関しては専門プロジェクトを設置しTEACCH理論を基に絵カードを使用したスケジュールを提示する等、支援方法の研究・実践を重ね、職員の支援技術向上を図ってきた。

しかし、その一方で実際の支援現場においては利用者の他害・自傷といった不適応行動に対してその原因に関するアセスメントが十分になされておらず、対処療法的な支援が中心であった。その為に不適応行動の根本的な解決には至らず、毎年繰り返して支援目標として「不適応行動の減少・抑制」が挙げられていた。

こうした反省から、にじの会の重度利用者支援では2010年度からICF(国際生活機能分類)を取り入れた個別支援計画の作成を実施した。アセスメントにおいて利用者の生活を「健康状態」「心身機能・身体構造」「活動」「参加」「環境因子」「個人因子」の6つの構成要素に分類し、それぞれの相互作用を分析することで利用者の生活の全体像を捉えられるようにした。

また、日中活動の内容もこれまでは紙ちぎり作業、缶つぶし作業、散歩といったものが主に繰り返されており、明確なねらいを持った活動展開はされてこなかった。

そこで、アセスメントによって抽出されたニーズに適した活動を提供するために、新しい活動プログラムを開発した。具体的には「感覚処理機能の向上」「対人意識の向上」「目と手の協応の向上」「適切なコミュニケーション方法の習得」といった各利用者のニーズに対応する感覚統合活動、ボーリングゲーム、パズル、絵カードを使用したカルタゲーム等を導入した。

本研究では、最重度の知的な障害があり、紙ちぎりなどの日中活動へ参加することが困難であった利用者3名を対象として、2010年4月以降、感覚統合活動、ボーリングゲームなどの学習・余暇支援領域の活動を提供し、精神機能、身体機能の変化を通して、提供した活動プログラムの有効性を検討した。なお、精神機能、身体機能の変化の測定には、『心身機能チェックリスト(経過観察版)』を用いた。

II. 目的

利用者の生活全般を捉えたアセスメント・個別支援計画の作成とそれに基づく活動プログラムの導入が利用者の心身機能の向上に繋がることを、事例を通して検証する。

III. 方法

- 施設入所、生活介護利用者から学習・余暇支援領域に課題を持つ最重度の知的障害者3名を対象とする。
 - ・ Aさん 24歳男性 IQ:測定不能 知的障害
 - ・ Bさん 22歳女性 IQ:測定不能 自閉症を伴う知的障害
 - ・ Cさん 40歳女性 IQ:測定不能 知的障害
- 2010年4月～2010年9月まで新たな活動プログラムによる支援を行った。
- 上半期が終了した時点で、チェックリストを1人の対象利用者につき生活支援・日中支援の担当者2～4

名に依頼し、記入してもらった。記入に当たっては、2010年4月と2010年10月の状態を比較してもらった。

その結果を、項目ごとに平均値を算出し、全般的的精神機能、個別的精神機能、身体機能別に比較した。

IV. 結果

各対象利用者の評価者はAさんが4名、Bさんが4名、Cさんが2名である。領域ごとの平均値は以下の表の通りとなった。

対象者個別に領域別の平均得点を比較したところ、Aさんは領域間に5%水準で主効果が認められた($F(2, 60)=3.9818, MSe=0.0243, p<.05$)。チューキーのHSD検定から、全般的的精神機能が身体機能よりも高いことが明らかになった。

Bさんは領域間に1%水準で主効果が認められた($F(2, 60)=7.5881, MSe=0.0266, p<.01$)。チューキーのHSD検定から、全般的的精神機能が、個別的精神機能、身体的機能よりも1%水準で平均値が高いことが明らかになった。

Cさんは領域間に5%水準で主効果が認められた($F(2, 57)=4.1058, MSe=0.0176, p<.05$)。チューキーのHSD検定から、全般的的精神機能が身体的機能よりも5%水準で平均値が高いことが明らかになった。

その中でも評価者の半数以上が「以前よりも症状が軽くなった」と評価した項目はAさんが全般的的精神機能3項目、Bさんが全般的的精神機能4項目と個別精神的機能1項目、Cさんが全般的的精神機能5項目と個別精神的機能1項目であった。

3名とも他者とのコミュニケーションや、意欲、内的動機づけに改善が見られたことが明らかとなった。

表. 対象者別の領域別平均得点

対象者	全般的的精神機能	個別的精神機能	身体機能	計
A	3.14 (0.2742)	3.05 (0.1026)	3.02 (0.0692)	3.06 (0.1678)
B	3.21 (0.2309)	3.05 (0.1308)	3.02 (0.1233)	3.08 (0.1796)
C	3.14 (0.2304)	3.03 (0.1118)	3.00 (0.0000)	3.05 (0.1480)

カッコ内は標準偏差

V. 考察

対象となった利用者はこれまでは日中活動への参加が困難であったが、学習・余暇支援領域の課題に対応する活動プログラムを提供することにより、コミュニケーション、意欲、内的動機づけ等に改善が見られるようになった。

このことからアセスメントにより利用者の生活の全体像を捉え、個々のニーズに適した活動プログラムを導入することで、利用者の課題に対応する支援が可能になると考えられる。

また6ヶ月間という短い実施期間で一定の効果が見られたことから今後も継続的に活動プログラムを実施することで更なる効果が期待される。

(参考文献)

WHO(2002)ICF 国際生活機能分類 - 国際障害分類改訂版 - 中央法規出版

重症心身障害者のグループ活動での興味・関心へのアプローチについて

=フェルトボールを使って=

○木村 ひとみ 鈴木 亮輔 山田 篤子 富張 裕紀 田港 みゆき
(社福 和枝福祉会 若草)

KEY WORDS: 重症心身障害者、グループ活動、フェルトボール

I. 序論

障害により自身で興味や関心のあるものを示す事が難しい重症心身障害者にとって、それぞれの内在する興味や関心を引き出せるように試みる支援は、体調面や感情の表出などから考えても大変重要である。日中活動の支援には、個人を対象とした個別のプログラムと集団を対象とした集団プログラムの大きく2つに分けられる。集団のプログラムは、個別プログラムに比べ、個々の実態に応じた専門的な支援が難しい側面もある。しかし、集団が織り成す連帯感・雰囲気などは利用者の意欲を引き出すことには効果的であり、環境面の整備で個別プログラムでは見られない喜びの表情を表すこともある。本研究では、集団活動の中で、フェルトボール作りという創作活動の作業中の様子からアプローチを図った。

II. 若草の概要

重症心身障害者通所施設「若草」は、横浜市にある平成11年に開設された指定障害者福祉サービス事業所である。定員は生活介護として40名、重度重複障害通園事業B型として一日5名程度である。現在の利用者人数は男性25名、女性23名の48名である。

III. フェルトボール作りについて

工程は、大まかに分けて1)フェルト生地を選ぶ、2)フェルト生地をほぐす、3)フェルトボールメーカーを使い、洗剤を入れたお湯で生地を振る、4)手のひらで生地を丸める、5)完成の5つである。「うみの部屋」ではこの活動を集団活動として年間を通して行っている。本年度で3年目を迎えている。対象者にとって、習慣性があり、比較的、長期な見通しが立てられるという理由から、本研究ではこの活動を取り上げた。

IV. 目的

フェルトボールの作業工程の中で、利用者が強く反応を示したものの、また改善・工夫により可能性が広がったものを活かし、今後の支援に繋げていく。

V. 方法

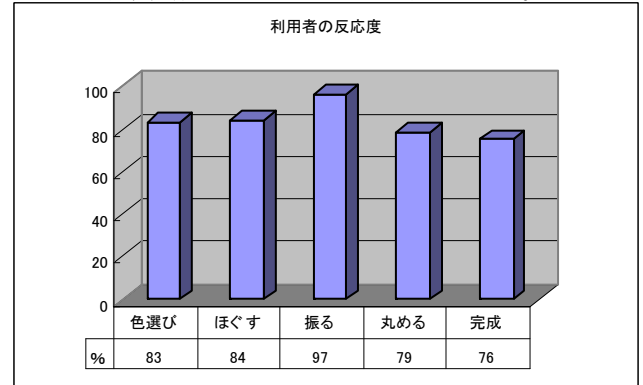
対象集団は、若草の一つのグループ「うみ」の部屋の利用者とした。利用者は男性5名、女性6名の11名、職員は支援員5名である。障害別では、四肢麻痺(男性3名、女性5名)、四肢体幹機能障害(男性1名、女性1名)、四肢機能障害(男性1名)である。午前中の活動時間11時～11時半と午後の活動時間14時～14時半のいずれかで行ったフェルトボール作りの作業中、各工程の様子を記録にとり、興味・関心を示しているものを抽出した〔反応が「あり」「なし」に工程ごとに利用者进行评估し、反応ありの頻度を割合で算出した〕。2010年6～9月までの期間で作業は合計11回行った。また、毎月の終りに作業中の支援内容を職員間で話し合い、改善・工夫を試みた。

VI. 結果

- 作業工程の改善・工夫による対象者の変化について
 - フェルトをほぐす作業は素手を使用し、行っていたが、物を握ることのできる対象者についてはブラシを持たせ、自身で作業ができるように試みた。
 - 振る作業については、作業台を高くし、振っている様子を見ること、振っている音を聞けるよう改善した。

- 各作業工程の対象者全体の興味・反応の差について

全体的に70%を超える高い数値を示した。反応が高かった作業を順に並べると、振る97%、ほぐす84%、色選び83%、丸める79%、完成したものを見る76%であった。



VII. 考察

結果から明らかのように各工程で反応度は70%を越え、フェルトボール作りの活動は、全体的にみて高いレベルで対象者の反応を引き出せていることが分かった。特に「振る」作業では97%とほぼ100%に近いレベルで反応が示されていた。その要因を感覚という視点から考えると、「振る」作業は他の工程に比べて、フェルトボールメーカーを握ってお湯の中で振り、触覚や聴覚、粗大運動が加わるなど多くの感覚により刺激される。感覚刺激による興味・関心のアプローチは重症心身障害者に対して有効であることが多くの研究でも言われている。感覚は人間が生きていくうえで最も基礎となる部分である。特に触覚(皮膚感覚)、聴覚・バランス感覚(前庭感覚)、筋肉運動感覚(固有感覚)・視覚は「感性」、「思考」、「行動」の土台となる。重症心身障害者の多くは出産時の様々な原因・トラブルに起因するケースが多い。しかし、これらの感覚受容器は胎児期に形成されることから、原始的なレベルでの感覚刺激は興味・関心へのアプローチとして重要である。特に、「振る」作業において作業台を高くし、振っている様子を対象者が見ること、振っている音を聞けるよう改善・援助したこと、反応が乏しかった対象者が反応を示すようになり、明白な根拠と考えられる。しかし、対象者個々の反応の示し方については、同じ作業工程であっても各々違いが見られた。ほぐす作業を例にすれば、ブラシを握ってほぐすことで反応を示す者がいれば、素手でフェルトを触り、ほぐすことの方がより反応を示す者もいた。これは、対象者ひとりひとりに個性の違いがあるためと思われる。

VIII. まとめ

今回の研究で重症心身障害者の反応を引き出す為には、感覚刺激が有効であることがわかった。しかし、個々の反応は環境的要因・身体的要因などにより変化する。また、それぞれが示す反応が興味・関心を持つものなのか、好んでいるもの・嫌いなものなのかについては、より個々を見つめた長く細かな研究で見えていく必要がある。一人一人の個性をとらえ、興味・関心へのアプローチと適切な支援を行っていくことが効果的な反応を引き出すこととなると考えられる。

(参考文献) 重度・重複障害児の興味の開発法—四つの感覚と四つの興味— 大沼直樹著 明治図書出版